

県別対策

京都市 2016

CONTENTS

第1章 京都市教員採用試験対策	p. 1
第2章 教育原理	
1 教育原理とは	p. 3
2 学習論点の一覧	p. 4
3 教育原理の傾向分析	p. 6
第3章 教育法規	
1 教育法規とは	p. 51
2 学習論点の一覧	p. 52
3 教育法規の傾向分析	p. 54
第4章 教育心理	
1 教育心理とは	p. 79
2 学習論点の一覧	p. 80
3 教育心理の傾向分析	p. 81
第5章 教育史	
1 教育史とは	p. 109
2 学習論点の一覧	p. 110
3 教育史の傾向分析	p. 111
第6章 論文	p. 113
巻末資料	
・平成26年度 本試験実施状況（文部科学省）	
・本試験要項	
・京都市の教育改革	
・本試験問題（平成27年度/平成26年度/平成25年度）	

平成26年度 本試験実施状況
(文部科学省)

第1表 応募者数、受験者数、採用者数、競争率

区分	応募者数	受験者数		採用者数		競争率 (倍率)
			女性(内数)		女性(内数)	
小学校	62,340	57,178	31,237	13,783	8,504	4.1
中学校	68,966	62,006	26,371	8,358	3,773	7.4
高等学校	41,197	37,108	12,456	5,127	1,870	7.2
特別支援学校	11,209	10,388	6,239	2,654	1,712	3.9
養護教諭	10,767	9,578	9,486	1,174	1,173	8.2
栄養教諭	1,835	1,562	1,470	163	154	9.6
計	196,314	177,820	87,259	31,259	17,186	5.7

- (注) 1. 採用者数は、平成26年6月1日までに採用された数である。(以下同じ。)
2. 学校種の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、小学校の受験者数に含んでいる。(第2表参照。以下同じ。)
3. 中学校と高等学校の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる。(第2表参照。以下同じ。)
4. 特別支援学校の受験者数は、「特別支援学校」の区分で選考試験を実施している県・市の数値のみを集計したものである。(第2表参照。以下同じ。)
5. 競争率(倍率)は、受験者数/採用者数である。

第2表 各市区別受験者数、採用者数、競争率

区分	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			養護学校			音楽科			美術科			計			区分
	受験者数	採用者数	競争率(倍)	受験者数	採用者数	競争率(倍)	受験者数	採用者数	競争率(倍)	受験者数	採用者数	競争率(倍)	受験者数	採用者数	競争率(倍)	受験者数	採用者数	競争率(倍)	受験者数	採用者数	競争率(倍)	受験者数	採用者数	競争率(倍)	
1 北海道	1,680	211	5.1	1,840	178	5.9	1,229	144	8.2	548	71	6.9	278	55	4.9	148	14	10.4	5,721	673	6.3	1 北海道			
2 青森県	516	53	9.7	506	50	10.1	555	49	11.3	228	28	8.8	101	21	4.8				1,906	199	9.6	2 青森県			
3 岩手県	543	50	10.9	479	49	9.8	492	44	11.2	129	30	4.3	57	14	4.1	21	2	10.5	1,721	189	9.1	3 岩手県			
4 宮城県	1,072	153	4.2	1,446	132	7.7	663	80	8.2				232	16	11.6	42	2	21.0	3,455	366	6.3	4 宮城県			
5 秋田県	201	37	5.4	331	27	12.3	346	29	12.0	130	23	5.7	91	13	3.9	9	6	1.5	1,070	135	7.9	5 秋田県			
6 山形県	380	81	4.9	417	51	8.2	297	25	11.9	86	30	2.9	89	5	13.8	18	2	9.0	1,287	194	6.6	6 山形県			
7 福島県	679	117	5.8	825	66	12.5	886	77	11.5	228	48	4.8	222	33	6.7				2,840	341	8.3	7 福島県			
8 茨城県	855	255	3.4	1,013	188	5.1	760	106	7.2	241	46	5.2	204	19	10.7	41	6	6.8	3,114	630	4.9	8 茨城県			
9 栃木県	820	246	3.3	824	117	7.0	547	82	6.6	209	32	6.5	148	23	6.4				2,548	480	5.3	9 栃木県			
10 群馬県	500	136	3.7	776	186	4.2	701	66	10.6	121	23	5.3	127	9	15.9				2,225	419	5.3	10 群馬県			
11 埼玉県	3,172	798	4.0	2,970	489	6.1	2,750	320	8.6	※	177	—	300	23	13.0	62	5	12.4	9,254	1,812	5.1	11 埼玉県			
12 千葉県	2,282	659	3.1	4,261	376	6.3	※	231	—	475	159	2.8	299	32	7.9				7,317	1,457	4.5	12 千葉県			
13 東京都	4,976	1,192	4.2	8,821	561	—	314	309	—	1,173	227	5.2	1,000	67	14.9				16,284	2,356	6.9	13 東京都			
14 神奈川県	1,642	401	4.1	1,589	261	6.1	2,422	400	6.1	501	187	2.7	248	35	7.1				6,402	1,284	5.0	14 神奈川県			
15 新潟県	628	151	4.2	828	85	9.7	609	50	12.2	87	15	5.8	150	30	5.0	37	2	18.5	2,339	333	7.0	15 新潟県			
16 富山県	383	119	3.2	582	102	4.2	※	35	—	58	42	1.4	59	17	3.5				1,082	315	3.4	16 富山県			
17 石川県	164	30	5.3	869	88	5.8	※	64	—	※	24	—	88	10	6.8				1,425	248	4.1	17 石川県			
18 岐阜県	377	71	5.3	639	59	10.8	※	43	—	55	17	5.0	95	10	5.5	13	2	6.5	1,169	202	5.8	18 岐阜県			
19 山梨県	321	70	4.6	330	49	6.7	215	20	10.8	89	22	3.1	58	10	5.8	19	1	18.0	1,011	172	5.9	19 山梨県			
20 長野県	739	127	5.8	778	149	5.2	663	102	6.5	122	31	3.9	123	16	7.7				2,425	425	5.7	20 長野県			
21 岐阜県	825	260	3.2	570	164	3.5	760	124	6.1	271	69	3.1	161	24	6.7	25	5	5.0	2,612	643	4.1	21 岐阜県			
22 静岡県	749	218	3.4	724	165	4.4	1,114	164	6.8	414	109	3.8	117	23	5.1				3,118	680	4.6	22 静岡県			
23 愛知県	2,681	700	3.8	2,403	330	7.3	2,311	359	6.4	613	110	5.6	518	80	6.6	108	10	10.6	8,632	1,569	5.5	23 愛知県			
24 三重県	1,009	279	3.6	950	133	7.1	790	81	8.2	31	2.6	213	22	9.7	48	3	16.0	3,092	566	5.6	24 三重県				
25 滋賀県	593	215	2.8	556	118	4.7	376	88	5.5	181	39	4.6	89	10	8.9	28	1	28.0	1,823	451	4.0	25 滋賀県			
26 京都府	765	150	5.1	717	114	6.3	1,008	112	9.0	186	67	2.8	91	4	22.8	47	6	7.8	2,816	453	6.2	26 京都府			
27 大阪府	2,996	778	3.4	2,875	590	4.2	2,855	486	5.9	253	47	5.4	436	24	15.6	113	12	8.1	9,328	1,937	4.5	27 大阪府			
28 兵庫県	2,422	539	4.5	1,921	334	5.8	2,263	287	7.9	327	87	3.8	395	32	12.3	122	13	9.4	7,450	1,292	5.8	28 兵庫県			
29 奈良県	892	205	4.4	856	130	6.6	340	55	9.8	153	38	4.0	130	16	8.1	27	3	9.0	2,600	447	5.8	29 奈良県			
30 和歌山県	534	160	3.3	567	96	5.9	510	60	8.5	136	30	4.5	106	14	7.6				1,853	360	5.1	30 和歌山県			
31 鳥取県	312	62	3.8	500	48	10.4	19	5	3.6	89	20	4.5	62	6	10.3	11	1	11.0	992	162	6.1	31 鳥取県			
32 島根県	300	46	6.3	328	36	9.1	326	32	10.2	94	26	3.4	84	17	4.9	20	2	10.0	1,152	163	7.1	32 島根県			
33 岡山県	1,266	168	4.7	1,050	90	8.8	955	109	8.8	195	46	4.2	217	30	5.0	70	4	14.0	3,753	467	6.3	33 岡山県			
34 広島県	1,062	214	2.9	1,069	106	6.2	1,066	112	8.4	215	59	3.2	188	14	7.5				3,600	505	4.7	34 広島県			
35 山口県	478	189	2.5	492	90	5.5	434	43	10.1	63	13	4.8	108	21	5.1				1,575	356	4.4	35 山口県			
36 徳島県	458	88	5.2	377	42	9.0	399	29	13.8	71	14	5.1	118	19	6.2				1,423	192	7.4	36 徳島県			
37 香川県	414	149	2.8	365	81	4.5	239	48	7.1	49	16	3.1	96	18	5.3	24	1	24.0	1,287	313	4.1	37 香川県			
38 愛媛県	448	50	9.0	355	33	10.8	512	41	12.5	86	14	4.9	89	12	7.4	37	3	12.3	1,509	153	9.9	38 愛媛県			
39 高知県	246	63	3.9	353	45	7.8	307	26	11.8	84	20	4.2	75	14	5.4	33	4	8.3	1,098	172	6.4	39 高知県			
40 福岡県	1,187	326	3.7	1,101	165	6.7	1,551	177	8.7	100	41	4.6	223	19	11.7	28	8	4.8	4,290	730	5.9	40 福岡県			
41 佐賀県	351	84	4.2	365	61	6.0	423	46	9.2	46	7	6.6	79	9	8.8	25	1	25.0	1,289	208	6.2	41 佐賀県			
42 長崎県	532	68	7.8	466	50	9.3	467	43	10.9	194	30	6.1	105	15	7.0				1,754	206	8.5	42 長崎県			
43 熊本県	560	118	4.9	437	58	7.8	702	70	10.0	281	48	5.2	141	17	8.3	51	8	6.4	2,148	315	6.8	43 熊本県			
44 大分県	462	126	3.7	503	62	8.1	475	31	15.3	164	43	3.8	86	23	3.7				1,890	285	5.9	44 大分県			
45 宮崎県	459	41	11.2	446	35	12.7	456	46	9.9	139	12	11.6	114	12	9.5	37	5	7.4	1,851	151	10.9	45 宮崎県			
46 鹿児島県	872	75	11.0	716	54	13.3	731	39	18.9	※	36	—	164	21	7.8	57	3	19.0	2,648	230	11.5	46 鹿児島県			
47 沖縄県	1,575	210	7.5	1,406	91	15.5	1,348	70	19.3	239	28	8.5	231	19	12.2				4,799	418	11.5	47 沖縄県			
48 札幌市	※※	117	(5.1)	※※	89	(6.9)	※※	5	(8.2)	※※	10	(6.8)	※※	15	(4.0)				※※	237	(6.3)	48 札幌市			
49 仙台市	※※	103	(4.2)	※※	55	(7.7)	※※	1	(8.2)	※※	2	—	※※	1	(11.6)				※※	162	(6.3)	49 仙台市			
50 さいたま市	527	153	3.5	526	110	4.8							65	8	7.2	15	2	7.5	1,143	274	4.2	50 さいたま市			
51 千葉市	※※	84	(3.1)	※※	68	(6.3)				※※	9	(2.8)	※※	6	(7.9)				※※	167	(4.5)	51 千葉市			
52 横浜市	2,396	492	4.9	2,098	277	7.6	11	2	5.5	211	73	3.9	236	37	6.4				4,952	881	5.6	52 横浜市			
53 川崎市	785	156	5.1	504	85	5.9				57	18	3.2	67	12	5.6				1,423	271	5.3	53 川崎市			
54 相模原市	393	98	4.1	457	72	6.3							37	3	12.3				887	171	5.2	54 相模原市			
55 新松本市	218	62	3.5	144	16	9.0				15	4	3.8	34	4	8.5				411	86	4.8	55 新松本市			
56 静岡市	201	66	3.0	171	33	5.2							23	4	5.8				395	103	3.8	56 静岡市			
57 浜松市	280	72	3.9	225	33	6.8							57	6	9.5				562	111	5.1	57 浜松市			
58 名古屋市中区	871	266	3.3	999	121	8.3	※	30																	

第3表 各県市別受験者数、採用者数、競争率における昨年度比較

区分	受験者数			採用者数			競争率 (倍率)			区分
	25年度	26年度	増減	25年度	26年度	増減	25年度	26年度	増減	
1 北海道	5,884	5,721	-163	767	673	-94	5.7	6.3	0.6	1 北海道
2 青森県	2,011	1,906	-105	160	199	39	12.6	9.6	-3.0	2 青森県
3 岩手県	1,755	1,721	-34	200	189	-11	8.8	9.1	0.3	3 岩手県
4 宮城県	3,721	3,455	-266	258	386	128	8.0	6.3	-1.7	4 宮城県
5 秋田県	1,117	1,070	-47	133	135	2	8.4	7.9	-0.5	5 秋田県
6 山形県	1,321	1,287	-34	183	194	11	7.2	6.6	-0.6	6 山形県
7 福島県	2,549	2,840	291	232	341	109	11.0	8.3	-2.7	7 福島県
8 茨城県	3,187	3,114	-73	597	630	33	5.3	4.9	-0.4	8 茨城県
9 栃木県	2,393	2,548	155	437	480	43	5.5	5.3	-0.2	9 栃木県
10 群馬県	2,253	2,225	-28	457	419	-38	4.9	5.3	0.4	10 群馬県
11 埼玉県	8,637	9,254	617	1,799	1,812	13	4.8	5.1	0.3	11 埼玉県
12 千葉県	7,229	7,317	88	1,460	1,457	-3	4.3	4.5	0.2	12 千葉県
13 東京都	17,912	16,284	-1,628	2,815	2,356	-459	6.4	6.9	0.5	13 東京都
14 神奈川県	6,636	6,402	-234	1,101	1,284	183	6.0	5.0	-1.0	14 神奈川県
15 新潟県	2,109	2,339	230	413	333	-80	5.1	7.0	1.9	15 新潟県
16 富山県	1,128	1,082	-46	281	315	34	4.0	3.4	-0.6	16 富山県
17 石川県	1,518	1,425	-93	347	348	1	4.4	4.1	-0.3	17 石川県
18 福井県	1,281	1,169	-112	192	202	10	6.7	5.8	-0.9	18 福井県
19 山梨県	984	1,011	27	122	172	50	8.1	5.9	-2.2	19 山梨県
20 長野県	2,520	2,425	-95	406	425	19	6.2	5.7	-0.5	20 長野県
21 岐阜県	2,567	2,612	45	606	643	37	4.2	4.1	-0.1	21 岐阜県
22 静岡県	3,229	3,118	-111	605	680	75	5.3	4.6	-0.7	22 静岡県
23 愛知県	8,803	8,632	-171	1,670	1,569	-101	5.3	5.5	0.2	23 愛知県
24 三重県	3,050	3,092	42	481	566	85	6.3	5.5	-0.8	24 三重県
25 滋賀県	1,852	1,823	-29	454	451	-3	4.1	4.0	-0.1	25 滋賀県
26 京都府	2,937	2,816	-121	484	453	-31	6.1	6.2	0.1	26 京都府
27 大阪府	9,328	9,328	0	1,913	1,937	24	4.5	4.5	0.0	27 大阪府
28 兵庫県	7,499	7,450	-49	1,319	1,292	-27	5.7	5.8	0.1	28 兵庫県
29 奈良県	2,892	2,600	-292	497	447	-50	5.8	5.8	0.0	29 奈良県
30 和歌山県	1,863	1,853	-10	324	360	36	5.8	5.1	-0.7	30 和歌山県
31 鳥取県	1,036	992	-44	177	162	-15	5.9	6.1	0.2	31 鳥取県
32 島根県	1,218	1,152	-66	158	163	5	7.7	7.1	-0.6	32 島根県
33 岡山県	3,460	3,753	293	435	467	32	6.3	6.3	0.0	33 岡山県
34 広島県	3,577	3,600	23	574	505	-69	4.6	4.7	0.1	34 広島県
35 山口県	1,457	1,575	118	309	356	47	4.7	4.4	-0.3	35 山口県
36 徳島県	1,559	1,423	-136	218	192	-26	7.2	7.4	0.2	36 徳島県
37 香川県	1,339	1,287	-52	334	313	-21	4.0	4.1	0.1	37 香川県
38 愛媛県	1,587	1,509	-78	173	153	-20	9.2	9.9	0.7	38 愛媛県
39 高知県	1,106	1,098	-8	140	172	32	7.9	6.4	-1.5	39 高知県
40 福岡県	4,419	4,290	-129	675	730	55	6.5	5.9	-0.6	40 福岡県
41 佐賀県	1,272	1,289	17	190	208	18	6.7	6.2	-0.5	41 佐賀県
42 長崎県	1,761	1,754	-7	158	206	48	11.1	8.5	-2.6	42 長崎県
43 熊本県	2,367	2,148	-219	347	315	-32	6.8	6.8	0.0	43 熊本県
44 大分県	1,689	1,690	1	262	285	23	6.4	5.9	-0.5	44 大分県
45 宮崎県	1,652	1,651	-1	142	151	9	11.6	10.9	-0.7	45 宮崎県
46 鹿児島県	2,795	2,648	-147	236	230	-6	11.8	11.5	-0.3	46 鹿児島県
47 沖縄県	5,015	4,799	-216	466	418	-48	10.8	11.5	0.7	47 沖縄県
48 札幌市	—	—	—	261	237	-24	(5.7)	(6.3)	(0.6)	48 札幌市
49 仙台市	—	—	—	210	162	-48	(8.0)	(6.3)	(-1.7)	49 仙台市
50 さいたま市	1,165	1,143	-22	270	274	4	4.3	4.2	-0.1	50 さいたま市
51 千葉市	—	—	—	202	167	-35	(4.3)	(4.5)	(0.2)	51 千葉市
52 横浜市	5,031	4,952	-79	773	881	108	6.5	5.6	-0.9	52 横浜市
53 川崎市	1,526	1,423	-103	265	271	6	5.8	5.3	-0.5	53 川崎市
54 相模原市	992	887	-105	135	171	36	7.3	5.2	—	54 相模原市
55 新潟市	353	411	58	85	86	1	4.2	4.8	0.6	55 新潟市
56 静岡市	391	395	4	95	103	8	4.1	3.8	-0.3	56 静岡市
57 浜松市	542	562	20	121	111	-10	4.5	5.1	0.6	57 浜松市
58 名古屋市中区	2,133	2,132	-1	440	451	11	4.8	4.7	-0.1	58 名古屋市中区
59 京都市	2,113	1,975	-138	369	255	-114	5.7	7.7	2.0	59 京都市
60 大阪市	2,570	2,721	151	480	540	60	5.4	5.0	-0.4	60 大阪市
61 堺市	1,215	1,216	1	238	272	34	5.1	4.5	-0.6	61 堺市
62 神戸市	1,831	1,804	-27	352	338	-14	5.2	5.3	0.1	62 神戸市
63 岡山市	—	—	—	113	128	15	(6.3)	(6.3)	(0.0)	63 岡山市
64 広島市	—	—	—	209	255	46	(4.6)	(4.7)	(0.1)	64 広島市
65 北九州市	857	874	17	216	229	13	4.0	3.8	-0.2	65 北九州市
66 福岡市	2,107	2,015	-92	336	295	-41	6.3	6.8	0.5	66 福岡市
67 熊本市	602	733	131	56	107	51	10.8	6.9	-3.9	67 熊本市
68 豊能地区	—	—	—	174	152	-22	(4.5)	(4.5)	—	68 豊能地区
合計	180,902	177,820	-3,082	31,107	31,259	152	5.8	5.7	-0.1	合計

(注) 1. 各校種別受験者数、採用者数が空欄となっているのは、次の理由による。

イ. 札幌市、仙台市、千葉市、岡山市、広島市、豊能地区（大阪府）は、選考試験をそれぞれ北海道、宮城県、千葉県、岡山県、広島県、大阪府と共同で実施するため、受験者数はそれぞれの県の欄に含まれている。

ロ. 競争率が（ ）で表示されている指定都市等については、それを包含する都道府県と共同で選考試験を実施しているため、それぞれの採用者数を合算して競争率を算出しており、その数値は県と同値となっている。

ハ. 前年度との比較が困難である場合は、増減を — で表示している。

第4表 公立学校教員の受験者及び採用者の推移

区分	年度	受験者数 (A)		採用者数 (B)		競争率 (A) / (B)
			女性(内数)		女性(内数)	
小学校	17	51,973	(32,661)	11,522	(7,431)	4.5
	18	51,763	(32,113)	12,430	(8,128)	4.2
	19	53,398	(32,211)	11,588	(7,527)	4.6
	20	53,061	(31,353)	12,372	(7,879)	4.3
	21	51,804	(30,125)	12,437	(7,932)	4.2
	22	54,418	(31,783)	12,284	(7,762)	4.4
	23	57,817	(33,354)	12,883	(8,102)	4.5
	24	59,230	(34,117)	13,598	(8,561)	4.4
	25	58,703	(31,192)	13,626	(7,956)	4.3
	26	57,178	(31,237)	13,783	(8,504)	4.1
中学校	17	59,845	(30,783)	5,100	(2,543)	11.7
	18	59,879	(30,179)	5,118	(2,527)	11.7
	19	60,527	(29,215)	6,170	(3,115)	9.8
	20	58,647	(27,341)	6,470	(3,079)	9.1
	21	56,568	(25,511)	6,717	(3,258)	8.4
	22	59,060	(27,140)	6,807	(3,097)	8.7
	23	63,125	(28,420)	8,068	(3,600)	7.8
	24	62,793	(27,964)	8,156	(3,682)	7.7
	25	62,998	(26,228)	8,383	(3,582)	7.5
	26	62,006	(26,371)	8,358	(3,773)	7.4
高等学校	17	38,581	(14,977)	2,754	(1,064)	14.0
	18	35,593	(13,677)	2,674	(1,020)	13.3
	19	36,445	(13,863)	2,563	(1,010)	14.2
	20	33,895	(12,438)	3,139	(1,243)	10.8
	21	33,371	(12,447)	3,567	(1,401)	9.4
	22	34,748	(12,740)	4,287	(1,686)	8.1
	23	37,629	(13,702)	4,904	(1,843)	7.7
	24	37,935	(13,561)	5,189	(1,939)	7.3
	25	37,812	(12,184)	4,912	(1,616)	7.7
	26	37,108	(12,456)	5,127	(1,870)	7.2
小 計	17	150,399	(78,421)	19,376	(11,038)	7.8
	18	147,235	(75,969)	20,222	(11,675)	7.3
	19	150,370	(75,289)	20,321	(11,652)	7.4
	20	145,603	(71,132)	21,981	(12,201)	6.6
	21	141,743	(68,083)	22,721	(12,591)	6.2
	22	148,226	(71,663)	23,378	(12,545)	6.3
	23	158,571	(75,476)	25,855	(13,545)	6.1
	24	159,958	(75,642)	26,943	(14,182)	5.9
	25	159,513	(69,604)	26,921	(13,154)	5.9
	26	156,292	(70,064)	27,268	(14,147)	5.7
特別支援 学校	17	5,908	(4,124)	1,486	(1,027)	4.0
	18	6,012	(4,011)	1,480	(1,001)	4.1
	19	6,215	(4,036)	1,413	(946)	4.4
	20	6,827	(4,215)	1,939	(1,274)	3.5
	21	7,322	(4,647)	2,104	(1,422)	3.5
	22	8,092	(5,171)	2,365	(1,537)	3.4
	23	8,939	(5,500)	2,533	(1,617)	3.5
	24	9,198	(5,830)	2,672	(1,765)	3.4
	25	10,172	(6,172)	2,863	(1,760)	3.6
	26	10,388	(6,239)	2,654	(1,712)	3.9
養護教諭	17	8,086	(7,893)	744	(744)	10.9
	18	8,196	(7,913)	835	(833)	9.8
	19	8,362	(7,964)	840	(836)	10.0
	20	8,611	(8,232)	886	(885)	9.7
	21	8,989	(8,673)	973	(970)	9.2
	22	9,228	(9,083)	982	(975)	9.4
	23	9,552	(9,421)	1,095	(1,092)	8.7
	24	9,715	(9,599)	1,184	(1,183)	8.2
	25	9,827	(9,227)	1,171	(1,105)	8.4
	26	9,578	(9,486)	1,174	(1,173)	8.2
栄養教諭	19	304	(299)	73	(73)	4.2
	20	259	(240)	44	(43)	5.9
	21	820	(776)	99	(98)	8.3
	22	1,201	(1,115)	161	(158)	7.5
	23	1,318	(1,250)	150	(145)	8.8
	24	1,367	(1,303)	131	(129)	10.4
	25	1,390	(1,193)	152	(141)	9.1
	26	1,562	(1,470)	163	(154)	9.6
総 計	17	164,393	(90,438)	21,606	(12,809)	7.6
	18	161,443	(87,893)	22,537	(13,509)	7.2
	19	165,251	(87,588)	22,647	(13,507)	7.3
	20	161,300	(83,819)	24,850	(14,403)	6.5
	21	158,874	(82,179)	25,897	(15,081)	6.1
	22	166,747	(87,032)	26,886	(15,215)	6.2
	23	178,380	(91,647)	29,633	(16,399)	6.0
	24	180,238	(92,374)	30,930	(17,259)	5.8
	25	180,902	(86,196)	31,107	(16,160)	5.8
	26	177,820	(87,259)	31,259	(17,186)	5.7

(注) 1. () 内は内数で女性を示す。
 2. 横浜市は平成17～21年度間、受験者の男女数を把握していないため、平成17～21年度間の受験者数の女性(内数)には横浜市の女性の受験者数は含まれない。

第5表 受験者数、採用者数における女性数及び女性の比率

区 分	受験者			採用者		
	全体	女性（内数）	女性の比率（％）	全体	女性（内数）	女性の比率（％）
小学校	57,178 (58,703)	31,237 (31,192)	54.6% (53.1%)	13,783 (13,626)	8,504 (7,956)	61.7% (58.4%)
中学校	62,006 (62,998)	26,371 (26,228)	42.5% (41.6%)	8,358 (8,383)	3,773 (3,582)	45.1% (42.7%)
高等学校	37,108 (37,812)	12,456 (12,184)	33.6% (32.2%)	5,127 (4,912)	1,870 (1,616)	36.5% (32.9%)
特別支援 学校	10,388 (10,172)	6,239 (6,172)	60.1% (60.7%)	2,654 (2,863)	1,712 (1,760)	64.5% (61.5%)
計	166,680 (169,685)	76,303 (75,776)	45.8% (44.7%)	29,922 (29,784)	15,859 (14,914)	53.0% (50.1%)

- （注）1. （ ）内は、前年度の数値である。
 2. ほぼ全員が女性である養護教諭・栄養教諭については除外している。

第6表 受験者、採用者の学歴別内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	教員養成 大学・学部	人数	14,919 (15,857)	8,603 (8,761)	3,712 (3,561)	2,078 (2,191)	1,293 (1,440)	10 (14)	30,615 (31,824)
		比率	26.4% (27.3%)	14.0% (14.0%)	10.0% (9.4%)	20.0% (21.5%)	13.6% (14.7%)	0.7% (1.0%)	17.3% (17.7%)
	一般大学	人数	34,898 (35,070)	44,763 (45,669)	26,686 (27,502)	7,025 (6,573)	5,422 (5,377)	1,194 (949)	119,988 (121,140)
		比率	61.7% (60.4%)	72.8% (73.0%)	71.9% (72.7%)	67.6% (64.6%)	56.9% (55.0%)	77.6% (70.3%)	67.9% (67.4%)
	短期大学等	人数	3,249 (3,570)	1,447 (1,603)	74 (163)	366 (419)	2,502 (2,705)	293 (346)	7,931 (8,806)
		比率	5.7% (6.1%)	2.4% (2.6%)	0.2% (0.4%)	3.5% (4.1%)	26.3% (27.7%)	19.1% (25.6%)	4.5% (4.9%)
	大学院	人数	3,493 (3,557)	6,677 (6,490)	6,636 (6,586)	919 (989)	304 (255)	41 (40)	18,070 (17,917)
		比率	6.2% (6.1%)	10.9% (10.4%)	17.9% (17.4%)	8.8% (9.7%)	3.2% (2.6%)	2.7% (3.0%)	10.2% (10.0%)
	計	人数	56,559 (58,054)	61,490 (62,523)	37,108 (37,812)	10,388 (10,172)	9,521 (9,777)	1,538 (1,349)	176,604 (179,687)
	採用者	教員養成 大学・学部	人数	4,812 (4,871)	1,994 (2,087)	712 (677)	751 (795)	301 (302)	3 (1)
比率			34.9% (35.7%)	23.9% (24.9%)	13.9% (13.8%)	28.3% (27.8%)	25.6% (25.8%)	1.8% (0.7%)	27.4% (28.1%)
一般大学		人数	7,726 (7,475)	5,250 (5,253)	3,237 (3,152)	1,600 (1,684)	638 (613)	129 (116)	18,580 (18,293)
		比率	56.1% (54.9%)	62.8% (62.7%)	63.1% (64.2%)	60.3% (58.8%)	54.3% (52.3%)	79.1% (76.3%)	59.4% (58.8%)
短期大学等		人数	371 (455)	99 (104)	17 (17)	51 (71)	189 (222)	24 (28)	751 (897)
		比率	2.7% (3.3%)	1.2% (1.2%)	0.3% (0.3%)	1.9% (2.5%)	16.1% (19.0%)	14.7% (18.4%)	2.4% (2.9%)
大学院		人数	874 (825)	1,015 (939)	1,161 (1,066)	252 (313)	46 (34)	7 (7)	3,355 (3,184)
		比率	6.3% (6.1%)	12.1% (11.2%)	22.6% (21.7%)	9.5% (10.9%)	3.9% (2.9%)	4.3% (4.6%)	10.7% (10.2%)
計		人数	13,783 (13,626)	8,358 (8,383)	5,127 (4,912)	2,654 (2,863)	1,174 (1,171)	163 (152)	31,259 (31,107)
採用率（％）		教員養成 大学・学部		32.3% (30.7%)	23.2% (23.8%)	19.2% (19.0%)	36.1% (36.3%)	23.3% (21.0%)	30.0% (7.1%)
	一般大学		22.1% (21.3%)	11.7% (11.5%)	12.1% (11.5%)	22.8% (25.6%)	11.8% (11.4%)	10.8% (12.2%)	15.5% (15.1%)
	短期大学等		11.4% (12.7%)	6.8% (6.5%)	23.0% (10.4%)	13.9% (16.9%)	7.6% (8.2%)	8.2% (8.1%)	9.5% (10.2%)
	大学院		25.0% (23.2%)	15.2% (14.5%)	17.5% (16.2%)	27.4% (31.6%)	15.1% (13.3%)	17.1% (17.5%)	18.6% (17.8%)
	計		24.4% (23.5%)	13.6% (13.4%)	13.8% (13.0%)	25.5% (28.1%)	12.3% (12.0%)	10.6% (11.3%)	17.7% (17.3%)

- (注) 1. () 内は前年度の数値である。
 2. 採用率(%) = 採用者数 / 受験者数 (以下同じ。)
 3. 「教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。
 4. 「短期大学等」には、短期大学、指定教員養成機関、高等学校出身者を含む。
 5. 堺市は受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない。

第7表 受験者数、採用者数における新規学卒者・既卒者の内訳

区分			小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計
受験者	新規学卒者	人数	18,442 (18,178)	18,926 (19,322)	10,619 (10,610)	1,978 (1,877)	2,783 (2,853)	758 (639)	53,506 (53,479)
		比率	32.6% (31.3%)	30.8% (30.9%)	28.6% (28.1%)	19.0% (18.5%)	29.2% (29.2%)	49.3% (47.4%)	30.3% (29.8%)
	既卒者	人数	38,117 (39,876)	42,564 (43,201)	26,489 (27,202)	8,410 (8,295)	6,738 (6,924)	780 (710)	123,098 (126,208)
		比率	67.4% (68.7%)	69.2% (69.1%)	71.4% (71.9%)	81.0% (81.5%)	70.8% (70.8%)	50.7% (52.6%)	69.7% (70.2%)
	計	人数	56,559 (58,054)	61,490 (62,523)	37,108 (37,812)	10,388 (10,172)	9,521 (9,777)	1,538 (1,349)	176,604 (179,687)
		比率							
採用者	新規学卒者	人数	5,593 (5,206)	2,516 (2,467)	1,347 (1,315)	641 (690)	329 (292)	63 (51)	10,489 (10,021)
		比率	40.6% (38.2%)	30.1% (29.4%)	26.3% (26.8%)	24.2% (24.1%)	28.0% (24.9%)	38.7% (33.6%)	33.6% (32.2%)
	既卒者	人数	8,190 (8,420)	5,842 (5,916)	3,780 (3,597)	2,013 (2,173)	845 (879)	100 (101)	20,770 (21,086)
		比率	59.4% (61.8%)	69.9% (70.6%)	73.7% (73.2%)	75.8% (75.9%)	72.0% (75.1%)	61.3% (66.4%)	66.4% (67.8%)
	計	人数	13,783 (13,626)	8,358 (8,383)	5,127 (4,912)	2,654 (2,863)	1,174 (1,171)	163 (152)	31,259 (31,107)
		比率							
採用率(%)	新規学卒者		30.3% (28.6%)	13.3% (12.8%)	12.7% (12.4%)	32.4% (36.8%)	11.8% (10.2%)	8.3% (8.0%)	19.6% (18.7%)
	既卒者		21.5% (21.1%)	13.7% (13.7%)	14.3% (13.2%)	23.9% (26.2%)	12.5% (12.7%)	12.8% (14.2%)	16.9% (16.7%)
	計		24.4% (23.5%)	13.6% (13.4%)	13.8% (13.0%)	25.5% (28.1%)	12.3% (12.0%)	10.6% (11.3%)	17.7% (17.3%)

- (注) 1. () 内は、前年度の数値である。
 2. 採用率(%)＝採用者数／受験者数。
 3. 堺市は受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない。

第8表 採用者における民間企業経験者等の数及び比率

区分	全体	採用者			
		教職経験者 (内数)	教職経験者の 比率(%)	民間企業等勤務経験者 (内数)	民間企業等勤務経験者 の比率(%)
小学校	13,382 (13,232)	6,340 (6,213)	47.4% (47.0%)	603 (654)	4.5% (4.9%)
中学校	8,097 (8,173)	4,518 (4,421)	55.8% (54.1%)	403 (442)	5.0% (5.4%)
高等学校	4,727 (4,606)	2,599 (2,456)	55.0% (53.3%)	338 (369)	7.2% (8.0%)
特別支援 学校	2,467 (2,698)	1,556 (1,592)	63.1% (59.0%)	146 (197)	5.9% (7.3%)
養護教諭	1,139 (1,145)	663 (629)	58.2% (54.9%)	68 (105)	6.0% (9.2%)
栄養教諭	163 (152)	55 (41)	33.7% (27.0%)	24 (14)	14.7% (9.2%)
計	29,975 (30,006)	15,731 (15,352)	52.5% (51.2%)	1,582 (1,781)	5.3% (5.9%)

- (注) 1. 「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立の教員であった者（非常勤講師も含む）をいう。
 2. 「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。
 3. () 内は、前年度の数値である。
 4. 採用率(%)＝採用者数／受験者数。
 5. 神奈川県は、採用選考において採用者の職歴等を把握していないため、当該府県市の採用者数を除いた人数を基に計算している。

図1 受験者数の推移

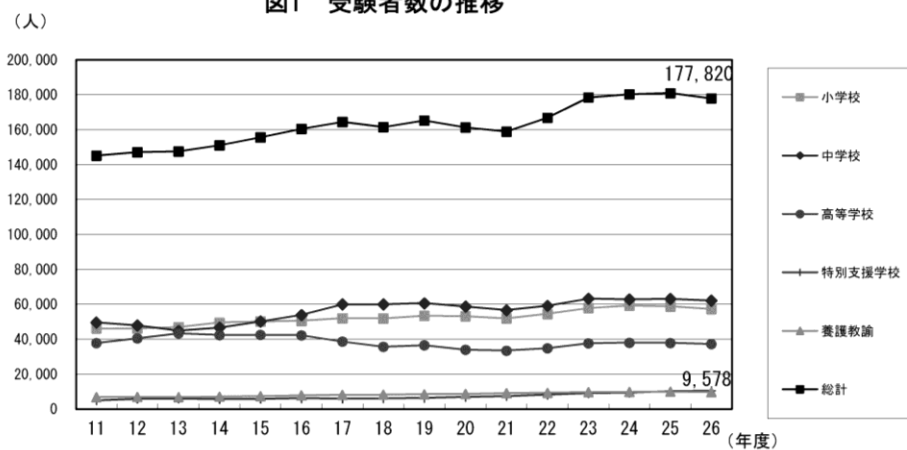


図2 採用者数の推移

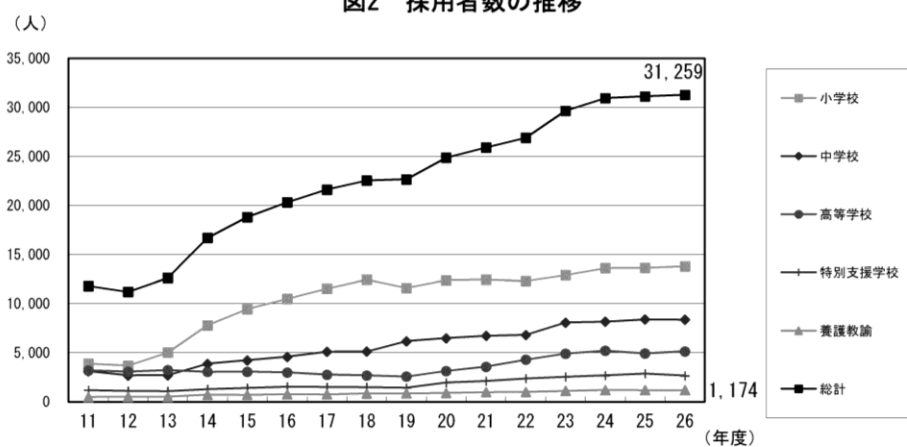


図3 競争倍率の推移

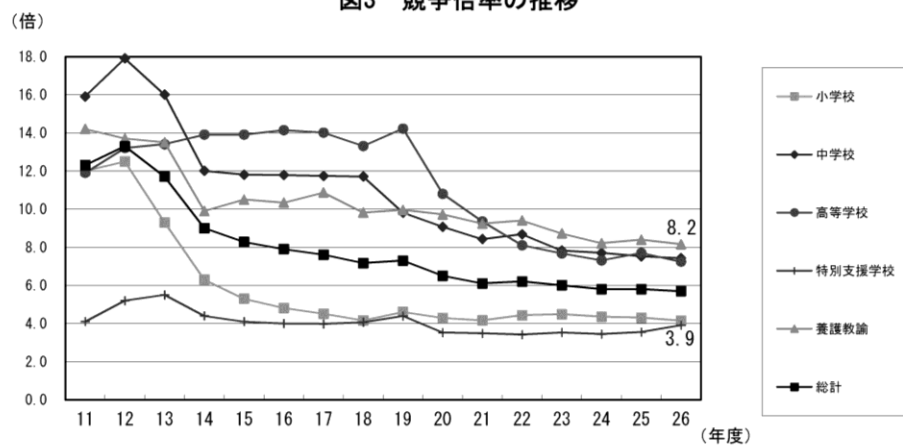
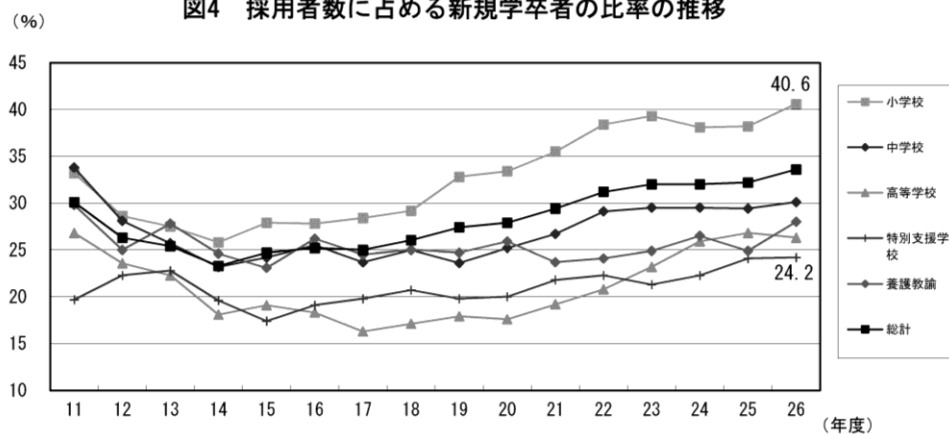


図4 採用者数に占める新規学卒者の比率の推移



本試験要項

平成 28 年度京都市立学校教員採用選考試験実施要項

京都市教育委員会

【申 込 受 付 期 間】 出願手続については 10 頁に掲載しています
 出願の受付（郵送のみ） 平成 27 年 5 月 7 日（木）～平成 27 年 6 月 4 日（木）
 （上記期間の消印のあるものに限ります。）
 第 1 次試験（面接試験） 平成 27 年 7 月 18 日（土）、19 日（日）、25 日（土）のうち指定する 1 日
 （筆記試験） 平成 27 年 7 月 26 日（日）
 第 2 次 試 験 平成 27 年 8 月 22 日（土）、23 日（日）の両日
 ※ 試験日程や会場については志願者数等の関係により一部変更する場合があります。

平成 28 年度京都市立小学校教諭（幼稚園を含む）、中学校教諭、高等学校教諭、総合支援学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用選考試験を以下のように実施します。

※本要項における「総合支援学校」とは「学校教育法上の特別支援学校に該当する学校」を指します。

※本要項における「国公立学校」とは「学校教育法第 1 条」に掲げる学校のことを指します。

＜平成 28 年度の変更点＞

1 受験資格における年齢制限の変更

これまで出願区分ごとに定めていた受験資格における年齢制限について、全出願区分で 45 歳未満に統一します。併せて年齢制限の緩和措置を拡充します。詳しくは 3 頁を参照してください。

2 フロンティア特別選考（英語ネイティブコース）の新設

グローバル人材の育成を目指した外国語教育の更なる推進に向け、中学校・高等学校の英語区分において、英語を第一言語とする方を対象とした特別選考をフロンティア特別選考（英語ネイティブコース）として新たに実施します。

また、これまで実施してきた理数工志願者特別選考と保健体育志願者特別選考については、フロンティア特別選考の一類型として、それぞれ理数工コース、保健体育コースとして実施します。詳しくは 2 頁、4 頁及び 5 頁を参照してください。

3 適性検査の実施

全受験者を対象として、職務遂行に必要な適性を確認するための検査を第 1 次試験の個人面接の日程において実施します。

1 出願の区分及び教科並びに採用予定数

（1）一般選考

出願区分・採用予定教科等		採用予定数
① 小学校教諭	（小学校英語教育推進コースを含む）	150 名程度
	うち、幼稚園	若干名
② 中学校教諭	国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語	80 名程度 （うち数学・理科で 30 名程度）
③ 高等学校教諭	普通教科…国語・地理歴史（地理）・数学・理科（物理、化学、地学）・英語 専門教科…工業	10 名程度
④ 総合支援学校教諭		40 名程度
⑤ 養 護 教 諭		10 名程度
⑥ 栄 養 教 諭		若干名

①から④の出願区分については、各出願区分（②、③は教科の区分、④は特別支援学校の普通免許状に加えて①、②又は③の出願区分）に相当する普通免許状を現に有する方、又は平成 28 年 4 月 1 日までに取得見込みの方は、該当する出願区分のうち、1 校種又は 2 校種までの併願が可能です。

※ 併願を希望する場合は 17 頁の表で、併願ができる区分を必ず確認してください。

＜小学校英語教育推進コースについて＞

小学校における英語教育の一層の充実を図るため、4 頁の受験資格を有する方を対象とした小学校英語教育推進コース（ただし、小学校英語専科担当の募集ではありません）を設けています。本コースは、第 1 次試験の個人面接及び第 2 次試験の模擬授業において「英語」に関する事項をテーマとする（7 頁を参照）など、英語活用力をより重視した試験内容としています。また、第 1 次試験の個人面接については、通常の小学校区分と異なる配点としています（17 頁を参照、最大 10 点の加点）。可否判定は、小学校区分全体で行います。

（2）国際貢献活動経験者特別選考

出願区分		採用予定数
一般選考で実施する区分・教科	○ 第 1 次試験において、一般・教職教養筆記試験に替えて、論文試験を実施します。 ○ 第 2 次試験において、集団面接に替えて、個人面接を実施します。 ○ 6 頁の常勤講師，社会人経験者チャレンジ制度，7 頁の理数工志願者チャレンジ制度の特例を使用することはできません。	5 名以内

（3）フロンティア特別選考

当該校種及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験することができます。合格後の取扱いについては、5 頁の「受験資格に係る特例について」を参照してください。

なお、6 頁の常勤講師，社会人経験者チャレンジ制度，7 頁の理数工志願者チャレンジ制度の特例を使用することはできません。

出願区分		採用予定数
理数エコース 中学校・高等学校教諭 （数学・理科） 高等学校教諭 （工業）	○ 第 1 次試験において、一般・教職教養筆記試験，専門筆記試験に替えて，論文試験を実施します。 ○ 第 2 次試験において，集団面接に替えて，個人面接を実施します。	5 名程度
保健体育コース 中学校教諭 （保健体育）	○ 第 1 次試験において，一般・教職教養筆記試験，専門筆記試験に替えて，論文試験を実施します。 ○ 第 2 次試験において，体育実技，集団面接に替えて，個人面接を実施します。	
英語ネイティブコース 中学校・高等学校教諭 （英語）	○ 第 1 次試験において，一般・教職教養筆記試験，専門筆記試験に替えて，論文試験を実施し，実技試験（リスニング）を免除します。 ○ 第 2 次試験において，指導案作成，論文試験の英語記述を可能とします。	

（4）身体障害者特別選考

当該校種及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験することができます。合格後の取扱いについては、5 頁の「受験資格に係る特例について」を参照してください。

出願区分		採用予定数
一般選考で実施する区分・教科	○ 障害の程度に応じて，文字・用紙の拡大，試験時間の延長，書面等での指示，受験会場・座席の配慮を行います。配慮を必要とする方は，志願書に具体的な事情を記入のうえ，出願の際に教職員人事課（Tel：075-222-3781）までご相談ください。	一般選考に含める

※ 身体障害者に限らず，受験に際し配慮を必要とする方は，可能な範囲で配慮を行いますので，希望する配慮の内容を志願書 A の所定欄「身体等の事情により受験に際して配慮を希望する内容」に記入してください。

- (注1) 採用予定数は実施要項発表時点での見込みであり、今後、状況により変動する場合があります。
- (注2) 志願書提出後の選考区分、出願区分、教科の区分の変更は認めません。
- (注3) 高等学校教諭については1頁の採用予定教科のみ募集し、その他の教科は募集しません。
なお、中学校・美術、音楽、保健体育の合格者については、採用時に高等学校へ配置する場合があります。
- (注4) 小学校及び中学校の合格者であっても、採用時に総合支援学校に配置する場合があります。
- (注5) 総合支援学校の合格者は採用時に総合支援学校（小学部・中学部・高等部のいずれか）に加え、小学校または中学校の育成学級に配置する場合があります、その後は他校種への異動も行います。
- (注6) 京都市では、小中一貫教育の一層の推進に向け、小中学校校種間の人事異動を進めています。小学校及び中学校への出願者のうち、小学校・中学校の両方の普通免許状（中学校においては募集する教科のみ）を有する方、又は平成28年4月1日までに取得見込みの方で、他方の校種での勤務・異動も積極的に希望する者は、志願書の「小中学校校種間異動希望欄」にチェックをしてください。
- (注7) 養護教諭の合格者については、養護職員として採用されることがあります。
- (注8) 採用予定教科・分野であっても、選考の結果、採用を行わない場合があります。
- (注9) 全ての試験において、日本国籍を有しない方の受験が可能です。ただし、採用の際には任用の期限を付さない常勤講師となります。

2 受験資格

(1) 一般選考

次のア～エの全てに該当する方

ア 年 齢 （出願区分に応じた下表の生年月日に該当する方）

区分		28.4.1 現在の年齢	生年月日
募集する全区分		45歳未満	昭和46年4月2日以降
特 例 ※2	＜現職教諭等＞ 国公立学校の教諭等（※1）として平成28年3月31日時点で在職している方	50歳未満	昭和41年4月2日以降
	＜教職経験5年＞ 国公立学校の教諭等（※1）及び常勤講師（臨時任用職員）の勤務歴が通算5年以上（実勤務月数として通算60月以上）ある方		
	＜企業経験10年＞ 同一の法人格を有する民間企業又は官公庁等で正社員又は正規職員として連続して10年以上の勤務歴がある方		
	＜教職経験10年＞ 国公立学校の教諭等（※1）及び常勤講師（臨時任用職員）の勤務歴が通算10年以上（実勤務月数として通算120月以上）ある方	55歳未満	昭和36年4月2日以降

※1 教諭等 … 教諭、養護教諭、栄養教諭、任用の期限を付さない常勤講師

※2 特例における勤務歴は、平成27年3月31日時点とし、休職期間は除く。

イ 出願する校種及び教科又は職に相当する普通免許状を有する方、又は平成28年4月1日までに取得見込みの方

(注1) 総合支援学校の出願者は特別支援学校の普通免許状とともに、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有するか、平成28年4月1日までに取得見込みであることが必要です。

なお、特別支援学校の普通免許状については、視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱の5領域のうち、いずれかの領域の免許状を有していること（又は平成28年4月1日までに取得見込みであること）が必要です。また、盲学校、聾学校、養護学校の普通免許状を有している方については、上記の特別支援学校の普通免許状を有しているものとみなします。

(注2) 小学校英語教育推進コースの出願者は、小学校の普通免許状を有するか、平成28年4月1日までに取得見込みであることとともに以下のいずれかの条件を満たすことが必要です。

① 中学校英語または高等学校英語の普通免許状を有するか、平成28年4月1日までに取得見込みであること。

② 実用英語技能検定準1級以上の資格を所有していること。

③ TOEFL 550点以上（iBTの場合は80点以上）の資格を所有していること。

④ TOEIC 730点以上（SWを含む場合は1095点以上）の資格を所有していること。

※上記②～④資格の有効期限は設けていません。過去に一度でも要件を満たせば該当します。

(注3) 幼稚園教諭の出願者は、幼稚園の普通免許状とともに小学校の普通免許状を有するか、平成28年4月1日までに取得見込みであることが必要です。また、幼稚園専門筆記試験に加え、小学校専門筆記試験も受験していただく必要があります。

平成21年4月から教員免許更新制度が導入されています。平成28年4月1日に有効な普通免許状を所有されていないときは、採用することができませんのでご注意ください。
(教員免許更新制度の詳細については、文部科学省のホームページを参照してください。)

ウ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方

エ 自力（介助者を要しないことをいう。）で教員としての職務の遂行が可能な方

(2) 特別選考における資格要件の追加及び免除等

国際貢献活動経験者特別選考、フロンティア特別選考（理数工コース、保健体育コース、英語ネイティブコース）及び身体障害者特別選考については、一般選考の資格要件に、以下の受験資格の追加及び免除等を行います。

ア 国際貢献活動経験者特別選考

独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとしての派遣実績（廃止前の国際協力事業団法に基づく派遣を含む）を有する方（1年未満の派遣期間のものを除く）

イ フロンティア特別選考

○ 理数工コース

次に掲げる①・②のいずれかに該当する方

① 平成27年3月31日時点で、博士号を取得し、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方

② 大学・企業又は研究機関等において、研究・開発・調査等に関する勤務経験から、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方

○ 保健体育コース

次に掲げる①・②のいずれにも該当する方

① 保健体育の分野における高度の専門的な知識・経験又は技能を有する方

② 高等学校卒業以降に、国際的規模の競技会に日本代表として出場した方又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において4位以内の成績を収めた方（ただし、団体競技は正選手として登録された大会等における実績に限る）

○ 英語ネイティブコース

次に掲げる①から④のいずれにも該当する方

- ① 英語を第一言語とする方
- ② 大学卒業（学士号取得）以上
- ③ 平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間で、国公立学校での勤務歴が通算 3 年以上（実勤務月数として 36 月以上。休職期間は含まない）ある方、または外国語としての英語指導法に関する課程（TESOL, CELTA）を修了（または平成 28 年 3 月 31 日までに修了見込みであること）されている方
- ④ 教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する方

※ 当該校種及び教科の普通免許状を有しない方及び平成 28 年 4 月 1 日までに取得見込みのない方も受験することができます。（5 頁「受験資格に係る特例について」参照）

ウ 身体障害者特別選考

身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級から 6 級までの方

※ 当該校種及び教科の普通免許状を有しない方及び平成 28 年 4 月 1 日までに取得見込みのない方も受験することができます。（5 頁「受験資格に係る特例について」参照）

特別選考の受験の可否について

出願書類を審査した結果、特別選考への出願が相当と認められなかった場合は、一般選考の受験資格を満たしていれば、一般選考により受験していただくことができます。審査結果については、受験票の発送をもって通知します。

3 受験資格に係る特例について

一般選考における中学校の数学・理科、高等学校の数学・理科（物理・化学・地学）・工業、フロンティア特別選考、身体障害者特別選考については、当該校種及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。

合格者については、京都府教育委員会に推薦し、京都府の教育職員検定に合格して特別免許状が授与された場合は、教諭等として正式採用します。特別免許状が授与されない場合は、合格した校種・教科の臨時免許状の取得を条件として、臨時的任用の常勤講師として任用し、平成 33 年 4 月 1 日までに普通免許状を取得すれば、教諭として正式採用します。

※ 受験資格に係る特例を適用する場合は、6 頁の社会人経験者チャレンジ制度、7 頁の理数工志願者チャレンジ制度の特例を使用できません。

特別免許状について

- 1 制度の趣旨：大学での養成教育を受けていない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する制度
- 2 授与要件：次の①、②のいずれにも該当する者
 - ① 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

4 大学・大学院推薦制度について

学業成績優秀であるとともに、部活動やボランティア活動等の実績が顕著であるなど、大学・大学院における諸活動の実績を評価され、教師として優れた実践力を発揮することが期待できると学長等（学部長以上の職）からの推薦を受けた方（平成 28 年 3 月卒業予定者等）は、書類選考のうえ、合格者については第 1 次試験を免除します。

詳細については、京都市教育委員会ホームページ掲載の平成 28 年度京都市立学校教員採用選考試験大学・大学院推薦制度実施要項をご覧ください。

5 第 1 次試験免除等の特例について

以下のいずれかに該当する方は、希望により第 1 次試験の一部又は全部を免除、あるいは他の試験に替えて実施します。ただし、免除等の特例の併用はできません。

特例により、第 1 次試験が免除となる場合でも、必ず受付期間内に出願手続きを行ってください。

<第 1 次試験の全部免除>

(1) 現職教諭（臨時的任用職員である常勤講師は含みません。）（注 1）（注 2）（注 3）（注 4）

平成 28 年 3 月 31 日時点で、同一の任命権者の国公私立学校に連続して 2 年以上（休職期間を除く）勤務し、かつ在職している方は、第 1 次試験を免除し、第 2 次試験に加え、個人面接を実施します。個人面接は第 1 次試験の日程のうち指定する日に実施します。

ただし、現在勤務する校種（養護教諭、栄養教諭にあつては職種）及び担当教科と同一の受験区分を専願する場合に限ります。なお、総合支援学校については、特別支援学校の他、小中学校の特別支援学級での勤務（学級担任に限る）も含みます。

(2) 平成 27 年度試験（26 年度実施試験）第 1 次試験合格者（注 2）（注 3）（注 4）

平成 27 年度京都市立学校教員採用選考試験の第 1 次試験合格者（第 2 次試験受験辞退者及び内定辞退者を除く）は、平成 27 年度教員採用選考試験の合格区分と同一の受験区分のみを受験する場合に限り、第 1 次試験を免除します。

（注 1） 現職教諭の特例を、平成 27 年度京都市立学校教員採用選考試験に適用し、出願された方は、本年度の試験に同じ特例を適用することはできません。

（注 2） 第 1 次試験の全部免除者は併願を行うことができません。

（注 3） 平成 27 年度京都市立学校教員採用選考試験で第 1 次試験の全部免除を受けた方（大学・大学推薦制度を含む）は、本年度の試験で全部免除の特例を適用することはできません。

（注 4） 第 1 次試験全部免除者については、第 1 次試験の日程のうち、指定する日に適性検査を実施します。

<第 1 次試験の一部免除等>

(3) 常勤講師（臨時的任用職員）

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間で、国公私立学校での勤務歴が 通算 2 年以上（実勤務月数として通算 24 月以上。休職期間は含まない）ある方は、出願区分に関わらず、一般・教職教養筆記試験を免除します。

(4) 社会人経験者チャレンジ制度

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間で、同一の法人格を有する民間企業又は官公庁等で正社員又は正規職員として、連続して 3 年以上（休職期間を除く）の勤務歴がある方（出願時の在職は問いません）は、出願区分に関わらず、一般・教職教養筆記試験に替えて、論文試験を実施します。

(5) 理工工志願者チャレンジ制度

中学校の数学・理科及び高等学校の数学・理科・工業の志願者（いずれも第1志望の場合に限る）で、志願する教科の普通免許状を有するか、平成28年4月1日までに取得見込みである方については、一般・教職教養筆記試験に替えて論文試験を実施します。

ただし、普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方についてはこの特例を適用することはできません。

(6) 英語資格所有者（資格の有効期限は設けていません。過去に一度でも要件を満たせば該当します。）

中学校・高等学校の英語志願者で、実用英語技能検定1級、TOEFL iBT 95点以上、TOEIC945点以上（SWを含む場合は1305点以上）のいずれかの資格を有する方は、英語の第1次試験の実技試験を免除します。

6 選考試験の内容

試験会場：京都市立西京高等学校・京都市立西京高等学校附属中学校（詳細は13頁を参照）

		小学校 (幼稚園・小学校英語教育推進コースを含む)	中学校	高等学校	総合支援学校	養護教諭	栄養教諭
第1次試験	7/18(土), 7/19(日), 7/25(土)	◎適性検査 ◎個人面接	◎適性検査 ◎個人面接	◎適性検査 ◎個人面接	◎適性検査 ◎個人面接	◎適性検査 ◎個人面接	◎適性検査 ◎個人面接
	7/26(日)	◎一般選考・・・一般・教職教養筆記試験 30分 (社会人経験者チャレンジ制度及び理数工志願者チャレンジ制度適用者・・・論文試験 30分) ◎国際貢献活動経験者特別選考・・・論文試験 30分 ◎フロンティア特別選考・・・論文試験 30分(専門筆記の受験は必要ありません)					
		◎専門筆記 50分 (幼稚園併願者は、 別途幼稚園専門筆記30分)	◎専門筆記 50分	◎専門筆記 90分 (地理歴史60分)	◎専門筆記 50分	◎専門筆記 50分	◎専門筆記 50分
		—	◎実技試験 〈英語(リスニング)〉		—		
第2次試験	8/22(土) ～ 8/23(日)	◎論文(フロンティア特別選考英語ネイティブコース受験者は、日本語に加え、英語での記述も可能とします) ◎集団面接(国際貢献活動経験者特別選考, フロンティア特別選考(理数工コース及び保健体育コースのみ)は個人面接) ◎模擬授業(指導案作成を含む。) (高等学校及び総合支援学校は、加えて模擬授業を通して教科の専門性を問う口頭試問を行う。) (小学校英語教育推進コース受験者は「英語」に関する事項をテーマとして出題。) (幼稚園受験者は模擬授業の代わりにピアノを使用した模擬保育を実施) (フロンティア特別選考英語ネイティブコース受験者は、指導案作成を日本語に加え、英語での作成も可能とします)					
		◎実技試験 〈体育実技〉 (幼稚園除く)	◎実技試験 〈音楽・美術・ 保健体育・英語〉	◎実技試験 〈英語〉	—		

(注1) 大学・大学院推薦制度、現職教諭特例の適用者の個人面接及び適性検査は、第1次試験の日程のうち指定する日に実施します。

- (注2) 前頁の試験のうち、いずれか一つでも受験されない場合は、その時点で受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、小学校、中学校及び高等学校保健体育の体育実技試験については、身体等の事情により試験を受けないことを認める場合があります。
- (注3) 試験開始時に指定会場内において出席が確認できない場合は、その時点で受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、公共交通機関の遅延による遅刻については、遅延証明書等による確認のうえ、受験を認める場合があります。

第1次試験の留意事項

① 専門筆記試験

- ア 併願希望者 志願する全ての区分・教科についての専門筆記試験を受験してください。
- イ 幼稚園併願者 幼稚園専門筆記試験に加え、小学校専門筆記試験も受験する必要があります。
- ウ 高等学校志願者
- (1) 国語・数学・理科・英語の志願者は、高等学校の専門筆記試験に加えて、中学校の該当教科の専門筆記試験（中学校・高等学校の共通問題）を受験する必要があります。試験時間は合わせて90分です。
 - (2) 地理歴史・工業の志願者は、高等学校の専門筆記（地理歴史は60分、工業は90分）のみ受験してください。ただし、中学校社会と高等学校地理歴史の併願者は、中学校の専門筆記試験（50分）を合わせて受験してください。

第2次試験の留意事項

① 次の方を対象に第2次試験を実施します。

- ア 第1次試験の結果により第2次試験の受験資格を得た方
- イ 平成27年度試験（26年度実施試験）第1次試験合格者（第2次試験受験辞退者及び内定辞退者を除く）
- ウ 大学・大学院推薦制度、現職教諭の特例の適用により第1次試験免除となった方

② 実技試験

下記の受験者については、次のとおり実技試験を実施します。

ア 小学校受験者（幼稚園受験者を除く）

内 容	持 参 物
・バスケットボール ・跳び箱運動	運動のできる服装〔前後に受験番号を記入したゼッケン（縦15cm×横20cm以上）を各自で用意し、縫い付けておくこと〕、運動靴（屋内用）

イ 中学校保健体育受験者（フロンティア特別選考の保健体育コース受験者を除く）

内 容	持 参 物
・走り高跳び ・バスケットボール ・マット運動（空中回転技は実施しません） ・武道（柔道）※ （※ 受け身・約束練習等の基礎・基本の技能）	運動のできる服装及び柔道着〔前後に受験番号を記入したゼッケン（縦15cm×横20cm以上）を各自で用意し、縫い付けておくこと。ただし柔道着は後のみで可能。〕、運動靴（屋内用）

ウ 中学校音楽・美術・英語、高等学校英語受験者

詳細（試験日、試験内容、集合時刻及び持参物等）については第1次試験結果通知書等により直接、受験者に通知します。

適性検査の留意事項

第 1 次試験において、職務遂行に必要な適性を確認するための検査を実施します。適性検査の結果は、第 2 次試験面接時の参考資料として使用します。なお、第 1 次試験全部免除者については、第 1 次試験の日程のうち、指定する日に実施します。

7 試験の結果発表等について**(1) 第 1 次試験の結果発表**

ア 平成 27 年 8 月中旬までに、受験者全員に結果を通知します。試験結果の通知は、**A**と**B**に区分してあり、**A**は第 2 次試験の受験資格を得たこと、**B**は受験資格がないことを示します。

また、結果は受験番号により京都市役所公用掲示場に掲示するとともに、ホームページでも発表します。

イ 第 1 次試験において不合格となった方のうち、希望者には 5 段階の区分で結果を通知します。

(2) 第 2 次試験の結果発表

ア 平成 27 年 9 月下旬に、第 2 次試験受験者全員に可否結果（合格、補欠、不合格）を通知します。結果については受験番号により京都市役所公用掲示場に掲示するとともに、ホームページでも発表します。

イ 第 2 次試験において不合格になった方のうち、希望者には 3 段階の区分で結果を通知します。

(3) 内定時期等について

合格者については、**平成 27 年 9 月下旬に内定**し、平成 28 年 4 月 1 日付けで採用します。

補欠者については、欠員状況に応じて採用される場合があります。

(4) 採用延長の特例（大学院進学者及び国際貢献活動派遣者）

第 2 次試験合格者が、合格した校種・教科又は職の専修免許状取得を目指して、大学院へ進学する場合は、2 年間（特に必要がある場合は 3 年間に限り）採用を猶予し、当該専修免許状の取得を条件として、平成 30 年 4 月 1 日付け又は平成 31 年 4 月 1 日付けで採用します。

また、第 2 次試験合格者が独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアの活動に従事する場合は、最大 2 年間採用を猶予し、平成 29 年 4 月 1 日付け又は平成 30 年 4 月 1 日付けで採用します。

8 その他**(1) 初任給（平成 27 年 4 月 1 日現在、小・中学校教諭の例）**

修士課程修了者 : 約 253,500 円

大学卒業者 : 約 232,600 円

短期大学卒業者 : 約 206,900 円

※ 上記の金額は、給料、教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を含みます。

このほか、期末・勤勉手当（年間約 4.04 月分）、通勤手当、扶養手当、住居手当等が所定の条件に応じて支給されます。

※ 採用前に職歴等を有する場合は、その内容・期間に応じて初任給が決定されます。

(2) 本市では夏期の軽装勤務を励行しており、受験者においても、ノー上着、ノーネクタイ等の軽装にご協力ください。

9 出願手続

(1) 提出書類

ア～ウは必ず全員が提出してください。エ～ケは該当者のみ提出してください。

出願前に、16 頁に記載の「提出書類チェック欄」で必ず確認をしてください

- ア 所定の志願書 A・B 1 通
- イ 郵便はがき (52 円) 【受験票として使用するので、裏面が白紙のもの】 1 通
(表面に志願者の郵便番号・住所 (受験票を受け取る住所)、氏名を明記すること)
- ウ 返信用封筒 (角形 2 号 24cm×33.2cm) 【結果通知に使用】 1 通
(表面に 140 円切手を貼付のうえ、志願者の郵便番号・住所・氏名を明記すること)
- エ 派遣証明書 1 通
(国際貢献活動経験者特別選考での受験を希望する方
独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局による定形書式)
- オ 学位授与等証明書 1 通
(フロンティア特別選考の理数エコース志願者で、博士号を取得している方
フロンティア特別選考の英語ネイティブコースの志願者で英語指導法に関する課程を修了済みの方)
- カ 競技実績を証明する書類等 1 通
(フロンティア特別選考 (保健体育コース)での受験を希望する方
競技実績を証明する書類 (表彰状、新聞記事の写し等 (団体競技の場合はメンバー表を含む) を A 4 用紙に拡大・縮小して提出すること。)
- キ 身体障害者手帳の写し 1 通
(身体障害者特別選考での受験を希望する方
氏名、生年月日、障害の種別及び等級が確認できる身体障害者手帳の頁の写し。)
- ク 平成 27 年度京都市立学校教員採用選考試験 第 1 次試験合格通知書の写し 1 通
(平成 27 年度試験 (26 年度実施試験) 第 1 次合格者の特例を希望する方
(第 2 次試験受験辞退者、内定辞退者及び内定が取り消しとなった方は当特例の適用はできません。))
- ケ 英語資格について各実施団体が発行する証明書の写し 1 通
(小学校英語教育推進コース志願者 (中学校英語または高等学校英語の普通免許状を有する方を除く) 及び英語資格所有者の特例を希望する方
英語資格について各実施団体が発行する証明書の写し)

(2) 出願方法

① 出願期間 平成 27 年 5 月 7 日 (木) ～平成 27 年 6 月 4 日 (木) 消印有効

② 出願方法 郵送のみ (「簡易書留」とし、必ず角形 2 号の封筒を使用。)

(持参による出願は受けません)

※「志願書」の折り曲げは厳禁とします。

※封筒の表には「志願書在中、中学校・英語」のように出願区分 (教科) を朱書きしてください。

(「特別選考名」も朱書きしてください。)

<郵送先> 〒604-8571 (住所記入不要)

京都市教育委員会事務局 教職員人事課

(注) 提出された書類は、一切返却しません。また、切手は不足なく貼付してください。

③ 受験票の交付

試験日程、試験会場、集合時刻及び持参物等を記載した受験票を郵送します。平成 27 年 7 月 14 日 (火) までに到着しない場合は、教職員人事課 (Tel: 075-222-3781) に連絡してください。

志願書記入上の注意 (14, 15 頁の記入例とともに確認しながら記入してください)

志願書等には、必要な事項を正確に記入してください。学歴や職歴等の年月日を記載するときは、必ず和暦で記入してください。また、志願書は固有名詞を除き、日本語で記入してください。

万一、虚偽の記載があったと認められる場合は、この試験で得た資格を全て無効とすることがあります。なお、記載事項について必要がある場合には、後日、事実確認を行うことがあります。

ダウンロードした志願書は必ず A 4、白色用紙に両面で印刷・記入し出願してください。

1 志願書 A 【黒インク又は黒ボールペンで、楷書で丁寧に記入してください。】

- (1) 写真の裏に氏名・出願区分を記入し、しっかりと貼り付けてください。
- (2) 「選考区分」は、出願する選考区分に☑をしてください。また、一般選考の小学校英語教育推進コース及び特別選考に出願するときは、「区分備考欄」に以下のことを記入してください。

選考区分		区分備考欄の記入事項
一般選考		・小学校英語教育推進コースに出願する場合は、以下のいずれかを記入 ①中学校英語免許状または高等学校英語免許状 ②実用英語技能検定, TOEFL, TOEIC のいずれかの名称とその級・スコア ・中学校の音楽・美術・保健体育での出願者のうち、高等学校の音楽・美術・保健体育の普通免許状を有する方、又は平成 28 年 4 月 1 日までに取得見込みの方で、高等学校での勤務を希望する方は、「高等学校希望」と記入をしてください。
国際貢献活動特別選考		・派遣国名、派遣期間（和暦で年月まで記入）
フロンティア 特別選考	理工工コース	・博士号の専攻名（工学など）又は勤務した主な大学・企業・研究機関名、勤務期間（和暦で年月まで記入） ※1
	保健体育コース	競技種目名 ※2
	英語ネイティブコース	・勤務した主な英語教育関係の所属名と職名、勤務期間（和暦で年月まで記入）又は英語指導法に関する課程 (TESOL, CELTA) の名称
身体障害者特別選考		・障害の種別及び等級

※1 理工工コースで志願する場合は、志願書 B の「自己アピール」欄に、研究内容・勤務内容等、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有することが明らかになるよう記入してください。

※2 保健体育志願者コースで志願する場合は、選手として国際的規模の競技会に日本代表として出場又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において 4 位以内の成績を収めた競技名を記入してください。また、主な出場大会及び競技実績について、志願書 B の「部活動歴・自己研鑽歴」に記入してください。

- (3) 小学校英語教育推進コースの出願者は、出願区分の「校種」欄に小学校と記入し、「教科等」欄に、「英語教育推進」と記入してください。
- (4) 幼稚園の出願者は、出願区分の最上欄に小学校と記入し、併願 1 に幼稚園と記入してください。
- (5) 大学・大学院推薦制度によって受験する場合は、推薦欄に☑をしてください。
- (6) 小学校及び中学校の出願者のうち、両方の校種の教員免許状を有する方又は平成 28 年 4 月 1 日までに取得見込みの方で、他方の校種での勤務・異動を積極的に希望する方は志願書の「**小中学校校種間異動希望欄**」に☑をしてください。
- (7) 「出願区分」の最上欄は必ず記入してください。なお、併願を希望する場合は、希望する順に「併願 1」以下の欄に記入してください。

- (8) 中学校及び高等学校志願者は、「出願区分」の「教科等」欄に、教科名を記入してください。
高等学校・理科，工業志願者は「教科等」欄に、教科を記入したうえで，専門・得意とする科目（物理・化学等）を続けて記入してください。（記入例 理科・物理）
- (9) 日本国籍を有しない方は，写真貼付箇所の下チェック欄に☑をしてください。
- (10) **第1次試験一部免除等の特例を希望する場合は，必ず該当する項目のチェック欄に☑をしてください。ただし，特例の併用はできません。**

※特例の要件に該当する方であっても，志願書にチェックがされていない場合は，特例の適用を希望しないものとして取り扱いますのでご注意ください。

ア．現職教諭は，[] 内に現在勤務する校種・担当教科を記入してください。

イ．英語資格所有者は，() 内に実用英語技能検定，TOEFL，TOEIC のいずれかを明記し，級・スコアを記入してください。

※記入がない場合や，資格を証明する各実施団体から発行される証明書の写しがない場合は，この特例を適用できません。

- (11) 講師募集等の案内メールを希望する場合は，Email アドレスを記入し，☑をしてください。
- (12) 「最終学歴」欄に記入する学校名は，最も上位の学歴を取得した学校名を記入してください。
(例) ・A短期大学卒業後，B大学へ進学し卒業（見込）の場合⇒B大学の学校名を記入
・A大学卒業後，B大学院へ進学し修了（見込）の場合 ⇒B大学院の学校名を記入
- (13) 大学等卒業後に通信教育・聴講・科目等履修などの期間がある場合は，「最終学歴」欄右の「通信・聴講等」欄に記入してください。
- (14) 採用内定後に，9頁7（4）の採用延長の特例を希望する者は採用延長希望欄に☑をしてください。また，() 内に採用延長を希望する期間，大学院進学・国際貢献活動派遣の別を記入してください。
- (15) 「免許・資格」欄に教員免許状及び司書教諭資格以外の免許・資格等を記入してください。
特に**英語に関する資格（実用英語技能検定や TOEFL，TOEIC 等）・養護教諭志願者で看護師及び保健師の資格を有している場合，幼稚園志願者で保育士の資格を有している場合，フロンティア特別選考（理数工コース）の志願者で受験教科の分野における高度な資格（技術士・一級建築士等）を有している場合は必ず記入してください。**また，京都検定や数学検定などの資格を有している場合についても記入してください。
- (16) 高等学校志願者で「情報」免許を有する方又は取得見込みの方は免許状欄に記入してください。
- (17) 「免許状」欄に所有又は取得見込みの教員免許状の種別，教科，取得（見込）年月日を記入してください。また，免許状を有しない場合の受験資格に係る特例を使用するときはチェック欄に☑をしてください。

教員免許状を取得見込みの方は「免許状」欄の() 内に，下記の教員免許状取得コードのうち，該当する番号を記入してください。

教 員 免 許 状 取 得 コ ー ド

（免許状取得見込みの方がどの方法で教員免許状を取得しようとしているのかを表します。）

取得 コード	最終学校で取得	1
	最終学校以外の通学制の学校で取得	2
	通信教育で取得	3
	認定試験，検定で取得	4
	その他の方法で取得	5

- (18) 第1次試験または第2次試験の結果，不合格となった際に，不合格の段階（第1次試験で5段階，第2次試験で3段階）通知を希望される場合は「不合格の際の段階通知」欄に☑をしてください。（希望しない場合でも，合格・不合格の通知を送付しますので切手を貼付し，宛名を記入した返信用封筒を必ず提出してください。）
- (19) 最下段の「氏名（自署）欄」に，内容を確認したうえで自署してください。

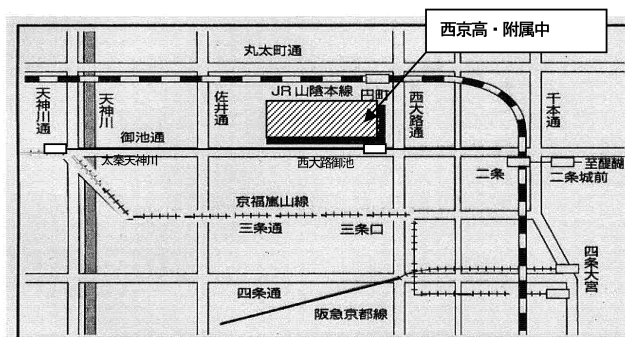
2 志願書B 【黒インク又は黒ボールペンで、楷書で丁寧に記入してください。】

- (1) 「職歴」の欄には、出願時現在を含め、**新しいものから順に書ける分のみ**正確に記入してください（**職歴欄に書ききれない古い職歴は不要です**）。ただし、受験資格や第1次試験一部免除等に関わる職歴は必ず記入してください。（記入欄の分割、別紙に追加記入可）
教員歴については、本市以外のものも記入し、学校名、校種の別、教諭・講師（常勤・非常勤）の別まで記入してください。総合支援学校の場合は、小学部、中学部、高等部の別も記入してください。なお、任用期間が連続している場合は、まとめて記入してください。京都府下で週あたり27時間勤務（20年度以前は28時間勤務）の非常勤講師をされている方については、当該年度はまとめて記入していただいても構いません。
- (2) 賞罰欄には、表彰や刑事罰だけでなく、法令に基づく懲戒処分についても記入してください。
- (3) 「水泳」の欄について、小学校、幼稚園、中学校保健体育、総合支援学校の志願者（いずれも併願者含む）は、25m以上泳げるか、泳げないかのいずれかに☑をしてください。
- (4) 「部活動など」における校種欄の「その他」は、スポーツ少年団やボーイスカウト、ガールスカウト、地域の子ども会、少年補導委員会、体育振興会等での活動など、学校以外のスポーツ団体・文化団体などでの活動歴があれば記入してください。
- (5) 「部活動歴・自己研鑽歴」の欄には、部活動・同好会での活動歴や、主な実績（大会への参加・入選・入賞等の記録）について要点のみを記入してください。
また、京都市教育委員会が実施する京都教師塾をはじめ、教員としての資質向上のために取り組んでいる自己研鑽等の内容を記入してください。（京都教師塾の塾生は、在籍期（例：第9期生）を記入してください。）
- (6) 「ボランティア活動等」の欄には所属した団体や活動時期・内容等を具体的に記入してください。
なお、「学生ボランティア」学校サポート事業など、京都市教育委員会が実施している事業での活動経験がある場合は必ず記入してください。（教員免許取得のための介護等体験実習は除きます。）
- (7) 「自己アピール」欄は必ず記入してください。

試験会場

京都市立西京高等学校・京都市立西京高等学校附属中学校

（京都市中京区西ノ京東中合町1）



○京都市営地下鉄東西線「西大路御池」駅から徒歩すぐ

○京都市バス「西大路御池」下車すぐ

※試験会場及び周辺路地・店舗駐車場等への自動車・バイク・自転車の駐車・駐輪は禁止します。

また、試験会場の敷地内は全て禁煙とし、携帯電話の使用も一切禁止します。

※試験日程や会場については受験者数等により、一部変更する可能性があります。

志願書受付期間終了後に、7月14日（火）までに郵送する受験票には試験日程、試験会場、集合時刻及び持参物等の記載がありますので、必ず確認してください。

【問合せ先】 京都市教育委員会事務局教職員人事課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
電話 075-222-3781 FAX 075-222-3759
ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/>
e-mail アドレス jintai@edu.city.kyoto.jp

平成28年度 京都市立学校教員採用選考試験
志 願 書 A (記入例) 京都市教育委員会

受験番号		※ 記入しないでください			
選考区分	☒ 一般選考	☐ 身体障害者特別選考	推薦 ☐ 大学・大学院推薦		
	☐ 国際貢献活動経験者特別選考	区分備考欄 TOEIC945			
	☐ フロンティア特別選考				
	☐ 理数工コース ☐ 保健体育コース ☐ 英語ネイティブコース				
氏名	ふりがな きょういく たろう 教育 太郎		出願区分 校 種 教科等 小学校 英語教育推進 中学校 英語		
生年月日	昭和・平成 60年 4月 8日 年 齢 (28.4.1現在 満 30 歳)		併願1 併願2 ☒ 小中学校校種間異動希望欄		
性別	男 ・ 女				
現住所	ふりがな きょうとし なかぎょうく てらまちどおりおいけあがる かみほんのうじまえちょう (〒604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 Tel (075) 222-0000(自呼) <携帯> Tel (090) 0000 ××		※日本国籍を有しない方は チェックしてください→ ☐		
連絡先の住所	ふりがな (帰省先など、現住所以外に連絡を希望する場合は、記入してください) Tel () - () (自・呼)		第1次試験一部免除等 ☐ (1) 現職教諭 ☐ (2) 27年度試験第1次試験合格者 ☐ (3) 常勤講師 ☐ (4) 社会人経験者チャレンジ制度 ☐ (5) 理数工志願者チャレンジ制度 ☐ (6) 英語資格所有者		
最終学歴	(Emailアドレス: jinji@edu.city.kyoto.jp) ☒ 講師募集等の案内メールを希望する				
学 歴 (中学校卒業時から最終学歴まで記入)	免 許 状		※免許状を有しない場合の受験資格に係る特例 を使用するときはチェックしてください→ ☐		
年・月・日から 年・月・日まで	学 校 名	入 学 卒業 (修了)	種 別	教 科	取得 (見込) 年月日
平成 13・3・31	京都市立 ○○ 中学校	卒業	中学校一種	英語	平成 20年3月20日 取得見込 ()
平成 13・4・1		入学	中学校専修	英語	平成 22年3月20日 取得見込 ()
平成 16・3・31	京都市立 ○○ 高等学校	卒業	小学校一種		平成 28年3月20日 取得見込 (3)
平成 16・4・1	○○ 大 学	入学			年 月 日 取得見込 ()
平成 20・3・31	○○ 大 学	卒業			
平成 20・4・1	○○ 大 学	入学			
平成 22・3・31	○○ 大 学	修了			
・			司書教諭資格の有無	(有)・無	平成 20年3月20日 取得見込 ()
採用延長希望	☐ ()		上欄以外の主な免許・資格 (段・級位等) ※特に英語や保育士 (幼稚園) 、看護師・保健師 (養護教諭) の資格は必ず記入		
身体等の事情により受験に際して配慮を希望する内容			得意教科 英語、図工 指導できる部活動名 バスケットボール、バドミントン 不合格の際の段階通知 ☒ 希望する		
私は、京都市立学校教員採用選考試験に上記により志願します。なお、私は試験実施要項に掲げてある受験資格を 全て満たしており、提出書類の記載事項に相違ありません。 平成 27 年○月○日 出願日を記入 氏名 (自署) 教育 太郎					

平成28年度 京都市立学校教員採用選考試験

受験番号

※ 記入しないでください

氏名

教育 太郎

志願書B (記入例)

京都市教育委員会

自己アピール

※楷書で丁寧に記述すること

※この欄内に収まるように記述すること

職歴

(出願時現在を含め、新しいものから順にできるだけ詳細に)

年・月・日から
年・月・日まで

勤務先

職名

平成27・4・1
平成27・9・30

京都市立〇〇小学校
(出願時現在のもの)

常勤講師

平成25・4・1
平成26・3・30

京都市立〇〇小学校

常勤講師

平成23・10・1
平成24・3・31

京都市立〇〇小学校

総合育成支援員

平成23・4・1
平成23・9・30

京都市立〇〇中学校

常勤講師

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

※民間企業等での職歴がある場合は、職名欄に
正規または臨時等がわかるよう記載すること。
※短期間のアルバイト等は記入不要。

賞罰等

※表彰や刑事罰だけでなく、法令に基づく
懲戒処分を含む

本試験以外に受験を予定している職種・都道府県市名

小学校 〇〇県, 〇〇市

水泳

小学校受験者 (幼併願含む)
中学校保健体育受験者
総合支援学校受験者

25m以上
☒泳げる ☐泳げない

校種

活動年数

部活動・同好会名

主な役職・係等の名称

部活動など

中学校

3年

バスケットボール部
同好会

副キャプテン

高等学校

3年

バドミントン部
同好会

大学

4年

ギター部
同好会

会計係

その他

3年

手話部
同好会

その他

年

部
同好会

部活動歴 (大会への参加・発表・成績等)・自己研鑽歴 (京都教師塾等)

・中学校 … 近畿バスケットボール大会ベスト4
京都府バスケットボール大会 優勝

・高等学校… 全国高等学校大会 ベスト8

・京都教師塾…第9期生

ボランティア活動等 (教員免許状取得のための介護等体験実習を除く)

・学生ボランティア (〇〇小学校 平成19年度, 月に6回程度)

・〇〇施設での小学生を対象とした学習支援ボランティア
(平成22年4月～現在, 月に2回程度)

・手話ボランティア (平成14年4月～20年3月, 月に1回程度)

特 技

卒業論文研究題名

水泳, 料理

学校教育現場における
〇〇の検証について

TAC 145

提出書類等チェック欄

出願する前に、次の事項について必ず確認し、□にチェックをして提出書類に不備のないようにしてください。万が一、10頁(1)に記載の提出書類に多くの不備があった場合には、受験を認めない場合がありますので、必要事項を漏れなく記入したうえで、該当する書類を忘れずに提出してください。また、第1次試験が免除となる場合でも、必ず受付期間内に出願手続を行ってください。

1. 受験資格

- ☐ 出願する校種及び教科等又は職に相当する普通免許状を有する、又は平成28年4月1日までに取得見込みである。(特に通信教育で取得見込みの方については、ご自身で必ず単位の確認をしてください。)
または、免許状を有しない(または取得見込みでない)場合にも出願できる選考区分・教科であることを確認してください。
- ☐ 出願区分に応じた生年月日に該当している。

2. 志願書(記入漏れはありませんか。もう一度志願書全てに目を通してください。)

- ☐ 出願する選考区分に☑をした。(備考欄に必要事項を記入する選考区分等があるので11頁を確認)
- ☐ 出願する校種・教科等・併願について実施要項で確認して記入した。(中高の異なる教科の併願はできません)
- ☐ 写真の裏に氏名・出願区分を記入し、志願書にしっかりと、はがれないように貼付した。
- ☐ 生年月日を記入し、平成28年4月1日現在の満年齢を記入した。
- ☐ 現住所を記入し、連絡先の携帯電話番号・自宅電話番号を記入した。
- ☐ 第1次試験一部免除等を希望する場合、実施要項で確認のうえ、該当箇所にチェックをした。
- ☐ 学歴・所有する資格等について漏れなく記入した。
- ☐ 所有する、又は取得見込みの免許状について漏れなく記入した。
- ☐ 志願書Aにある署名欄に、記入日と氏名を自筆で署名した。
- ☐ 小学校、幼稚園、中学校保健体育、総合支援学校志願者は、水泳の該当項目をチェックした。
- ☐ 現職教諭の特例を希望する人は、現在勤務する校種・担当教科を記入した。

3. 郵便はがき

- ☐ 裏面が白紙のものを用意し、郵便番号・住所(受験票を受け取る住所)、氏名を記入した。

4. 返信用封筒

- ☐ 角形2号(24cm×33.2cm)の封筒に、140円切手を貼付し郵便番号、住所、氏名を記入した。

5. その他

- ☐ 必要書類を提出する際、封筒の表に「志願書在中」、「校種」、「教科」、「特別選考名」等を朱書きで記入した。(10頁掲載の出願方法を参照のこと。)
- ☐ 提出する時の封筒に、切手を不足なく貼付した。(封筒は必ず角形2号を使用すること)
- ☐ 小学校英語教育推進コースや第1次試験一部免除等の特例、特別選考で出願する場合は、それぞれに対応する必要書類を同封した。
(10頁掲載の提出書類を参照のこと。)
- ☐ 実施要項の全てに目を通した。

(参考)

1 過去5年間の採用選考試験実施結果

	受験者数					採用者数				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	843	911	844	750	726	177	204	177	118	164
中学校	838	785	771	719	696	96	110	115	78	68
高等学校	156	145	240	211	227	7	12	13	12	20
総合支援学校	88	129	148	181	156	16	45	50	36	42
養護教諭	55	66	70	78	75	9	9	11	7	8
栄養教諭	30	48	40	36	33	3	5	3	4	2
計	2010	2084	2113	1975	1913	308	385	369	255	304

※「小学校」には「幼稚園」を含む

2 平成28年度採用選考試験の配点

		第1次試験				第2次試験			
		個人面接	一般・教職教養	専門筆記	実技試験	論文	集団面接	模擬授業	実技試験
一般選考 身体障害者特別選考を含む		70 (小学校英語教育 推進コース80)	30	100	30	20	35	60	30 (小学校10)
特別選考	国際貢献活動 経験者	70	30 (論文)	100	30	20	35	60	30
	フロンティア 理数工 コース	70	30 (論文)	—	—	20	35	60	—
	保健体育 コース	70	30 (論文)	—	—	20	35	60	—
	英語 ネイティブ コース	70	30 (論文)	—	—	20	35	60	30

※第1次試験免除者のうち、個人面接実施者は、第2次試験の合計点に個人面接点を加えた後、換算を行います。

※適性検査の結果は、第2次試験面接時の参考資料として使用します。

3 よくある質問について (Q & A)

よくあるお問い合わせや、間違いやすい点をまとめて掲載していますので、出願する前に必ず目を通しておいてください。

【Q1】ホームページからダウンロードして印刷した志願書に記入して出願することはできますか。

【A1】出願可能です。印刷される際は、A4・白色に両面で印刷・記入してください。

【Q2】複数の免許を持っているので併願を考えているのですが、どの校種が併願できますか。

【A2】併願は、下表の組み合わせのみ可能です。(◎印は2つまで併願が可能です。)

		併願可能校種				
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	総合支援学校
第一志望校種	小学校	○	/	×	×	×
		×	/	◎	×	◎
	中学校	×	◎	/	×	◎
		×	×	/	○	×
	高等学校	×	×	○	/	×
	総合支援学校	×	◎	◎	×	/

(注1) 上記の小学校には、小学校英語教育推進コースを含みます。

(注2) 前頁のうち、中学校及び高等学校については同一教科のみ併願が可能です。

なお、中学校社会と高等学校地理歴史は併願可能です。

[例：「中学校理科と高等学校国語」や「中学校英語と高等学校国語」などの併願はできません。]

【Q3】小学校教諭を目指していますが、英語の資格を所有しているので、小学校英語教育推進コースで出願したいと考えています。通常の小学校区分で受験する場合との違いは何ですか。

【A3】小学校英語教育推進コースについては、第1次試験の個人面接及び第2次試験の模擬授業において、「英語」に関する事項をテーマとするなど、通常の小学校区分と比較し、英語活用力をより重視した試験内容としています。また、第1次試験の個人面接については、通常の小学校区分と異なる配点（最大10点加点）としています。

【Q4】高等学校の工業区分で求められている専門分野はなんですか。

【A4】電子・電気・土木・建築など個々の専門性を発揮いただくことに加え、理学や工学、社会科学やプロダクトデザインなどの領域を包含し、総合制を帯びたものとして加速度的に変質する「ものづくり」に即応し、技術で社会に貢献する人材育成を目指して「ものづくり」を通じた人間教育を実践いただける方を求めます。

【Q5】総合支援学校について、所持免許が小学校、中学校や高等学校のみでも受験できますか。

【A5】受験できません。総合支援学校を希望する場合は「特別支援学校の普通免許状」が必要であり、さらに小学校、中学校又は高等学校の普通免許状が必要です。(いずれの免許も平成28年4月1日までに取得見込みであれば受験可能です)
※3～5頁の受験資格を参照してください。

【Q6】第1次試験一部免除等の特例について、2つ以上併用することはできますか。また、要件に該当していても使用しないことは可能ですか。

【A6】試験免除に関する特例の併用はできません。複数ある場合も、1つのみ選択してください。また、要件に該当していても使用しないことは可能です。その場合は、志願書の第1次試験一部免除等の特例欄にチェックをせずに出願してください。(反対に、特例の使用を希望している場合でも、志願書にチェックが無い場合には特例の適用ができませんのでご注意ください。)

【Q7】現職教諭の特例について、私立や海外の学校で勤務していた場合でも対象となるのでしょうか。

【A7】学校教育法第1条に掲げる学校での勤務経験が特例の対象となりますので、私立学校勤務の場合でも対象となります。また、海外の学校の場合は対象となりません。ただし、日本人学校については、日本国内の学校からの派遣により勤務されている場合は対象とします。

【Q8】現職教諭の特例について、経歴はあるが現在は退職している場合でも対象となりますか。

【A8】対象となりません。現職教諭の特例は、平成28年3月31日まで在職している方が対象です。なお、常勤講師の特例は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間で、通算で2年以上の経歴(現職教諭を含む)があれば、出願時に在職していなくても対象となります。

【Q9】現職教諭の特例について、総合支援学校を受験する場合は現在、総合支援学校(学校教育法上の特別支援学校に該当する学校)に勤務している必要がありますか。

【A9】総合支援学校の区分で現職教諭の特例を適用するためには、平成28年3月31日まで総合支援学校(学校教育法上の特別支援学校に該当する学校)または小中学校の特別支援学級で勤務(学級担任に限る)していることが必要です。また、免許については、Q5を参照してください。

【Q10】現職教諭の特例について、現在、総合支援学校の小学部に勤務していますが、小学校を受験する場合でも特例の対象となりますか。

【A10】対象となりません。この場合、総合支援学校を受験するときのみ特例の対象となります。

【Q11】フロンティア特別選考の理数エコースについて、どのような方が志願していますか。

【A11】理学・工学等の博士号取得者，再生医療技術の基礎研究従事者，半導体製造技術者，都市開発・住宅建築技術者（1級建築士や技術士等の有資格者を含む）など，受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方が志願しています。

【Q12】フロンティア特別選考の理数エコースについて，実績についての証明書等を提出する必要がありますか。

【A12】博士号を取得している方は，学位授与証明書提出してください。大学・企業又は研究機関における勤務経験から特別選考を志願する方は，出願時の証明書等の提出は不要で，第2次試験合格後に勤務先の在職証明書等の提出を指示します。また，出願後，研究・勤務内容について個別に問い合わせる場合があります。

【Q13】フロンティア特別選考の保健体育コースについて，どのような方が合格していますか。

【A13】オリンピックメダリスト，元プロ野球選手などの実績を有する方が合格しています。

【Q14】常勤講師の特例について，勤務歴のある校種（教科）と受験を希望する校種（教科）が異なっても対象となりますか。

【A14】対象となります。常勤講師としての勤務歴については，どの校種（教科）であっても対象となります。また複数の校種（教科）の勤務歴であっても対象となります。

【Q15】社会人経験者チャレンジ制度について，出願時に在職していなくても対象となりますか。

【A15】出願時には在職していなくても，正社員又は正規職員として，平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間で，連続して3年以上（休職期間を除く）同一の民間企業又は官公庁等での勤務歴があれば対象となります。

【Q16】社会人経験者チャレンジ制度について，会社の在職証明書等を提出する必要がありますか。

【A16】出願時の証明書等の提出は不要です。ただし，第2次試験合格後に勤務先の在職証明書等の提出を指示します。

【Q17】現在教員免許を持っていないため，「受験資格に係る特例」（免許がなくても受験可能）での受験を検討しています。このとき，3年以上の社会人経験がある場合には，「社会人経験者チャレンジ制度」により第1次試験一部免除の特例の対象となりますか。

【A17】「社会人経験者チャレンジ制度」の対象とはなりません。
「受験資格に係る特例」を使用して受験する場合には「社会人経験者チャレンジ制度」の特例を使用することはできません。

【Q18】都合により面接を受験できなくなりました。筆記試験から受験することはできますか。

【A18】できません。必要な試験のうち，いずれか一つでも受験されなかった場合は，その時点で受験を辞退したものとみなし，受験資格を失うものとします。ただし，小学校，中学校の保健体育の体育実技試験については，身体等の特別な事情により試験を受けないことを認める場合があります。

【Q19】他の自治体等が実施する試験も受験しますが，志願書Bの「本市以外に受験を予定している職種・都道府県市名」にそのことを記入すれば，試験日程について事前の配慮又は指定後の変更に応じていただくことはできますか。

【A19】原則として，試験日程については，個別のご要望に応じて調整致しません。

【Q20】過去の問題を見たいのですが，公開していますか。また郵送で取り寄せることは可能ですか。

【A20】京都市情報公開コーナー（京都市役所西庁舎1階。平日9:00～17:00に開館。）において過去3年分の筆記試験問題を閲覧，コピー（有料）することができます。郵送での提供は行っておりませんのでご了承ください。

上記及び要項に記載している事項以外について不明な点があれば
教職員人事課（TEL:075-222-3781）へお問い合わせください。

平成28年度京都市立学校教員採用選考試験 試験区分一覧

<一般選考>

校種等	第1次試験					第2次試験			
	個人面接	適性検査	一般教職教養	専門筆記	実技試験	論文	集団面接	模擬授業	実技試験
小学校 (小学校英語教育推進コース含む)	○	○	○	○		○	○	○	○(体育)
幼稚園併願	○	○	○	○(小・幼)		○	○	○	
中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○(一部教科)
高等学校	○	○	○	○	(英語)	○	○	○	※1
総合支援学校	○	○	○	○		○	○	○	
養護教諭	○	○	○	○		○	○	○	
栄養教諭	○	○	○	○		○	○	○	

※1…第2次試験の実技試験は、中学校の音楽・美術・保健体育、中学校・高等学校の英語で実施。

<特別選考>

区分	第1次試験					第2次試験			
	個人面接	適性検査	一般教職教養	専門筆記	実技試験	論文	面接	模擬授業	実技試験
国際貢献活動経験者	○	○	論文試験	○	一般と同様	○	個人面接	○	一般と同様
フロンティア	理数エコース	○	○	論文試験		○	個人面接	○	
	保健体育コース	○	○	論文試験		○	個人面接	○	
	英語ネイティブコース	○	○	論文試験		○ (英語可)	一般と同様	○	一般と同様
身体障害者	○	○	○	○	一般と同様	○	一般と同様	○	一般と同様

<第1次試験免除等の特例>

区分	第1次試験					第2次試験			
	個人面接	適性検査	一般教職教養	専門筆記	実技試験	論文	集団面接	模擬授業	実技試験
現職教諭	※1	※2				○	○	○	一般と同様
27年度1次合格者		※2				○	○	○	一般と同様
大学等推薦	※1	※2				○	○	○	一般と同様
常勤講師	○	○		○	一般と同様	○	○	○	一般と同様
社会人経験者 チャレンジ制度	○	○	論文試験	○	一般と同様	○	○	○	一般と同様
理数工志願者 チャレンジ制度	○	○	論文試験	○		○	○	○	
英語資格所有者	○	○	○	○		○	○	○	○(英語)

※1…現職教諭・大学等推薦の個人面接は、第1次試験の日程のうち指定する日に実施。

※2…現職教諭、27年度1次合格者、大学等推薦の適性検査は、第1次試験の日程のうち指定する日に実施。

この冊子は再生紙を使用しています

平成28年度 京都市立学校教員採用選考試験

志 願 書 A

京都市教育委員会

受験番号	※ 記入しないでください
------	--------------

選 考 区 分	☐ 一般選考 ☐ 国際貢献活動経験者特別選考 ☐ フロンティア特別選考 ☐ 理数工コース ☐ 保健体育コース ☐ 英語ネイティブコース		☐ 身体障害者特別選考	☐ 大学・大学院推薦	(写真貼付箇所) 写真は、上半身、脱帽、無背景、正面向の最近3ヶ月以内に撮影したもの貼付してください。 (たて5.5cm×よこ5.0cm) 写真の裏に氏名・出願区分を記入してください。	
	区分備考欄		出 願 区 分			
			校 種	教科等		
氏 名	ふりがな			併願1	併願2	☐ 小中学校校種間異動希望欄
生年月日	昭和・平成 年 月 日					
年 齢	(28.4.1現在 満 歳)					
性別 男 ・ 女						
現 住 所	ふりがな (〒 -)				※日本国籍を有しない方はチェックしてください→ ☐	
	Tel () - (自・呼) <携帯> Tel () -				第1次試験一部免除等	
連 絡 先 の 住 所	ふりがな (〒 -)				☐ (1) 現職教諭 []	
	(帰省先など、現住所以外に連絡を希望する場合は、記入してください。)				☐ (2) 27年度試験第1次試験合格者 ☐ (3) 常勤講師 ☐ (4) 社会人経験者チャレンジ制度 ☐ (5) 理数工志願者チャレンジ制度 ☐ (6) 英語資格所有者 ()	
(Emailアドレス：) ☐ 講師募集等の案内メールを希望する						
最 終 学 歴	大 学 (学部・学科等を記入)		通 信・聴 講 等	大 学		学 部 学 科
	教職大学院 (専攻・コース等を記入)		平成 昭和 年 月 日 卒業・見込 修了・見込	平成 昭和 年 月 日 卒業・見込 修了・見込		専 攻
学 歴 (中学校卒業時から最終学歴まで記入)			免 許 状		※免許状を有しない場合の受験資格に係る特例を使用するときはチェックしてください→ ☐	
年・月・日から 年・月・日まで	学 校 名	入 学 卒業 (修了)	種 別	教 科	取得 (見込) 年月日	
平成 昭和 . .	中学校	卒業			平成 昭和 年 月 日 取得 取得見込 ()	
. .					年 月 日 取得 取得見込 ()	
. .					年 月 日 取得 取得見込 ()	
. .					年 月 日 取得 取得見込 ()	
. .			司書教諭資格の有無	有・無	年 月 日 取得 取得見込 ()	
採用延長希望 ☐ ()			上欄以外の主な免許・資格 (段・級位等) ※特に英語や保育士 (幼稚園)、看護師・保健師 (養護教諭) の資格は必ず記入			
身体等の事情により受験に際して配慮を希望する内容			得意教科			
			指導できる部活動名			
			不合格の際の段階通知 ☐ 希望する			
私は、京都市立学校教員採用選考試験に上記により志願します。なお、私は試験実施要項に掲げてある受験資格を全て満たしており、提出書類の記載事項に相違ありません。 平成 27 年 月 日 氏名 (自署)						

平成28年度 京都市立学校教員採用選考試験

志願書B

京都市教育委員会

受験番号	※ 記入しないでください	氏名	
------	--------------	----	--

自己アピール	
--------	--

職歴 (出願時現在を含め、新しいものから順にできるだけ詳細に)			水泳	小学校受験者(幼併願含む) 中学校保健体育受験者 総合支援学校受験者	25m以上 ☐ 泳げる ☐ 泳げない		
年・月・日から 年・月・日まで	勤務先	職名	部活動など	校種	活動年数	部活動・同好会名	主な役職・係等の名称
平成 昭和	(出願時現在のもの)			中学校	年	部 同好会	
・		高等学校		年	部 同好会		
・		大 学		年	部 同好会		
・		その他		年	部 同好会		
・		その他		年	部 同好会		
・		部活動歴(大会への参加・発表・成績等)・自己研鑽歴(京都教師塾等)					
・		ボランティア活動等(教員免許状取得のための介護等体験実習を除く)					
・							
・							
・							
※民間企業等での職歴がある場合は、職名欄に 正規または臨時等がわかるよう記載すること。 ※短期間のアルバイト等は記入不要。							
賞 罰 等							
本試験以外に受験を予定している職種・都道府県市名			特 技		卒業論文研究題名		

京都市の教育改革



～子どもも大人も共に学び育つまち～ 京都市の教育改革

京都市では、学校と家庭・地域が相互に高め合いながら、経済界や大学、NPO など、様々な機関と連携し、確かな学力の育成、安心して学べる学校づくり、地域ぐるみで進める豊かな体験活動、すべての教育活動を通して養う道徳的实践力、規範意識の向上など、様々な取組を市民の皆様とともに進めています。

皆様のご理解とさらなるご参画をお願いいたします。

かまどきん 「竈金の精神」を今に

明治維新の東京遷都による危機の中、京都の町衆は、「まちづくりは人づくりから」と子どもの有無にかかわらず、^{かまど}竈のある家はすべて「竈金（かまどきん）」と呼ばれるお金を出し合い、日本最初の64の学区制小学校「番組小学校」を創設・運営しました。明治5年の学制公布に先立つ明治2年のことです。

「番組小学校」を視察した福沢諭吉は「京都学校記」の中で「学校を設けて庶民を教育することは、私が長いあいだ心に宿していた志であったが、このたび京都に来て初めてその実際を見ることができた喜びは、あたかも郷里に戻って知人や親しい友だちに会ったようなものである。」（抜粋、現代語訳）と記しています。

京都市教育委員会

「市民の参画を得て

～いま市民ぐるみ・地域ぐるみの

子どもを育む「喜び」と「責任」を分かち合う 「開かれた学校づくり」の推進 ～地域の子どもは地域で育てる～

■進めます!学校からの情報発信

全校でのホームページの開設や、学校だよりの地域回覧、さらには、一日を通じて、学校での子どもの様子を保護者や地域の方に見ていただく「自由参観」の実施など、開かれた学校づくりを積極的に推進しています。

■学校と家庭・地域が相互に高め合う「学校評価」

児童生徒、保護者へのアンケート等をふまえた教職員による自己評価や学校運営協議会・学校評議員による学校関係者評価を実施。その結果をホームページや学校だよりで公表し、より良い学校づくりに役立てています。また、慶應義塾大学との平成22年度まで3年間の共同研究により、アンケート集計・分析の省力化を図るとともに、学校の魅力・課題を発見する「京都市版学校評価支援システム」の開発を行うなど、その充実に努めています。

■学校・家庭・地域の絆「学校運営協議会」

京都市が進める学校運営協議会は、一定の権限と責任のもと、子どもたちのために何ができるのかを学校とともに考え、学校の教育活動に参画していただく「京都方式」として注目されています。現在、全国最多の180を超える学校・幼稚園に設置しています。



学校運営協議会における参画推進委員会

未来を切り拓く「生きる力」を 育成する「生き方探究教育」

■「京都まなびの街生き方探究館」

子どもたちの発達段階に応じて、その社会的、職業的自立の基盤となる能力や態度を育成し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを目指した教育活動を推進しています。



ファイナンスパークで生活設計を学ぶ中学生

具体的には、市民やボランティア、企業の方々の協力のもと、小中学生が社会や経済の仕組みを体験を通して学習する「スチューデントシティ・ファイナンスパーク」を実施。また、京都の企業創業者の方などの歩んだ道やモノづくりへの情熱等を伝える「京都モノづくりの殿堂」とモノづくりの体験学習を行う「工房」を開設し、年間約2万人の小中学生が学習しています。さらには、モノづくりが好きな子どもたちを対象とした「京（みやこ）少年モノづくり倶楽部」事業も展開しています。

■「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業

年間1万人を超える中学生が約3,700の事業所の協力のもと、それぞれの興味や関心に応じた職場体験や勤労体験を連続3日から5日間の日程で行い、自らを見つめ、生き方や将来についての考えを深めています。

のべ約3万人もの方々 教育活動を支える

■学校支援ボランティア

学校支援ボランティアとして登録している方を含め、多くの地域の方々に、その豊富な知識や技能をいかし、伝統文化・農業・スポーツ等、幅広く子どもたちの教育活動を支援していただいています。



学校支援ボランティアによる読み聞かせ活動

■身近なお兄さん・お姉さんが大活躍

94の大学等と連携し、年間のべ2千人の学生がボランティア等として、授業やクラブ活動の補助、不登校等の子どもたちの心のケアなど、学校教育活動をサポートしています。

■見守り隊

全小学校区で、のべ2万人の保護者や地域の方、学生、地元企業の方々に、通学路などで毎日登下校中の子どもたちの安全確保のための活動を展開していただいています。



地域ぐるみで子どもの安全を守る

京都ならではの食育の推進

■学校給食の充実と地産地消(知産知消)の推進

全国トップ水準の給食回数(小学校は年間197回)のもと、京野菜による伝統食など京都産の食材を使用した献立を工夫するとともに、小学校で週4回米飯給食を実施するなど、地産地消(知産知消)と日本型食生活を推進しています。

また、地域で活躍する食育指導員と連携し食の体験活動を学校で開催し、子どもたちの健康と学校生活を支援しています。

■プロの料理人が学校に!食育カリキュラムの推進

○ 中央卸売市場協会やJA等と連携し、旬の野菜や魚介類を調理する「出前板さん教室」やピーマン等の栽培学習会を実施しています。

○ 京都の老舗料亭等からなる「日本料理アカデミー」との協働で、小学生がプロの料理人の方から「だし」の旨み、日本料理の味覚・食材・調理について学ぶなど日本料理を通じた食育を研究・実践しています。

○ 中学校では、全日本司厨士協会の協力のもと、日本を代表するシェフによる多彩な西洋料理の調理実習を行うなど、世界の幅広い食文化について学んでいます。

子どものためにできること

進める」教育改革

取組が大きな成果をあげています～

「環境モデル都市・京都」を担う子どもの育成

DO YOU KYOTO?

「環境にいいことしていますか？」

すべての学校・幼稚園で「環境宣言」を策定。節電・節水、リサイクル等を進め、全小・中・総合支援学校がKES 学校版「環境にやさしい学校」の認定を受けています。小学校では、子ども版環境家計簿を実践する「こどもエコライフチャレンジ推進事業」に全校で取り組み、また、京都商工会議所との連携のもと「環境学習事業」（平成23年度は24企業が93校で出前授業）などを実施。体操服のリサイクルや「エコ体操服」の導入にも全国に先駆けて取り組んでいます。京（みやこ）エコロジーセンターや青少年科学センターでは環境問題に関する体験学習を行っています。



太陽光パネルを利用した環境教育

防災と環境に配慮した学校施設

学校施設の地域防災拠点としての機能強化を図るとともに、子どもたちや保護者・地域の方々の環境問題や自然エネルギーへの関心を高めるため、雨水タンクや太陽光発電設備、風力発電装置の設置、校庭芝生化や壁面緑化（緑のカーテン）など、防災と環境にやさしい学校づくりを推進しています。また、壁面断熱等、環境に配慮した校舎改修を行う「環境に配慮した学校施設の長寿命化事業」を進めています。



緑のカーテン

省エネ教育活動と学校予算の有効活用

政令指定都市で初めて学校の全普通教室の冷房化を完了したことを契機に、地球環境に配慮した空調の運用に関するガイドラインやwebコンテンツを作成しています。また、すべての学校・幼稚園にリアルタイムで電力使用量を把握できる電力監視測定機器を導入。その結果、4年間で約7千万円を節約し、図書費等の充実に活用しています。こうした活動が認められ、平成21年度省エネ大賞の最高賞である経済産業大臣賞を受賞するとともに、平成22年度には低炭素都市推進協議会（内閣府）の特別賞を受賞しました。

まち全体を学びと育ちの場に「みやこ子ども土曜塾」

■大人みんなが先生に

土日祝日や夏休みなどの学校休業日に、子どもや親子を対象に、伝統芸能・産業、芸術、スポーツ、自然活動など、京都ならではの多彩な事業を、企業や大学、地域団体、博物館、神社寺院、NPO等が企画・実施。こうした事業の情報を情報誌「GoGo土曜塾」（年9回、各号13万部発行）や公式ホームページを通じて発信し、毎年約4千事業に約19万人が参加しています。



祇園祭のお囃子体験

小さなことから始めませんか？

産学公連携の推進

■京都教育懇話会

企業、大学、行政等の法人会員と個人会員から構成される京都教育懇話会では、「グローバル社会における人材育成」を主なテーマに、年間5回程度の会員を対象とした勉強会と、年に1回、その成果を広く発信する「京都21世紀 教育創造フォーラム」を開催しています。会員は随時募集しています。（京都教育懇話会のHPをご覧ください。）



「京都教育懇話会」によるシンポジウム

■未来のサイエンティスト養成事業・京都科学屋台ネットワーク

理科好きな子どもの育成と探究心を高めるため、産学公が連携し、青少年科学センターを核に大学・企業・博物館等からなる「京都科学屋台ネットワーク」を組織。誰でも楽しめる演示実験や工作等の出前教室を実施しています。また、全国規模のコンテストへの出展・入賞を目指す小中学生への指導助言や大学・企業等の最先端の技術を体験する「未来のサイエンティスト養成事業」を実施しています。



未来のサイエンティスト養成事業

新しい時代を創造する学校づくり

■地域との「共汗」で取り組む学校統合

児童生徒数が減少している地域では、保護者や地域の方々と、行政・学校とが協力し、子どもたちのより良い教育環境づくりに向け、学校統合を推進し、これまでに73の学校・幼稚園を18校圏に統合しました。平成24年4月には新たに「凌風学園」（陶化・東和・山王の3小学校の統合校と、陶化中学校との施設を一体にした小中一貫教育校）が開校しました。



3小学校の統合校と1中学校が一体となった小中一貫教育校「凌風学園」

■東山泉小中一貫校の新設

平成26年度には、東山区南部の一橋・月輪・今熊野の3小学校を統合し、月輪中学校を合わせた5・4制の施設併用型小中一貫校「東山泉小中学校」を開校する予定です。



元一橋小跡地に建設予定の新校舎

広げます！ 子育て支援の輪

大人として今行動を！

子どもを共に育む京都市民憲章

「子どもたちのために大人として何をすべきか、共に考え行動を」を合言葉に教育・医療・福祉・経済・マスコミ等100を超える団体が参画する「人づくり21世紀委員会」からの提言や、市民ぐるみの議論を受け、「子どもを共に育む京都市民憲章」を平成19年2月に制定。平成23年4月からの憲章の実践を推進する条例の施行により、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践を一層進め、子どもを健やかで心豊かに育む社会の実現を目指します。



行動理念

PTAは学校の最大の応援団

行動するPTA

本市PTAでは、「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践に向け、児童ポルノ問題などから子どもたちの「いのち」を守る活動や、子どもだけでなく大人の規範意識向上に向けた取組など、子どもたちの健やかな育ちのために力強く行動しています。



児童ポルノ規制強化を促める署名活動を実施

ケータイの依存性・危険性の問題から 子どもたちを守るために

また、「小中学生の健やかな育ちには、原則としてケータイは必要ない。」との基本姿勢のもと、情報モラル教育やネットパトロールをはじめ、保護者、学校、携帯電話会社が参画する「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」や携帯電話市民インストラクターによる取組など、社会全体で子どもたちを守る取組を展開しています。

子どもたちの放課後の居場所づくり

放課後まなび教室

放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実を目指し、余裕教室や図書室等の学校施設を活用し、平成21年度からは全小学校区で全児童を対象として実施しています。保護者・地域、学校運営協議会・学生等の支援のもと、子どもたちは宿題、予習復習・読書等のほか文化活動なども行っています。



図書室で目学習に励む子どもたち

児童館、学童クラブ事業との連携、共同も進めています。

わが子の父親から地域のおやしへ

おやじの会

父親の積極的な子育て参加を目指して、本市の180を超える学校・幼稚園で「おやじの会」が発足。子どもとのふれあいをテーマとした体験活動や話し合い活動など、1,000以上の事業を行っています。

また、父親の子育て参加に理解のある企業を「OK（O：おやじの、K：子育て参加に理解がある）企業」として登録し、その取組を推奨することにより、真のワーク・ライフ・バランスを推進しています。



おやじの会活動中

子どもを共に育む「親支援」プログラム ～ほっこり 子育て ひろば～

妊娠期から思春期までの子どもをもつ保護者を対象に、子どもの発達・発達段階に応じて学べるプログラムを活用した講座を実施。保護者同士が共通のテーマに基づいて、お互いの思いや悩みを話し合うことで、不安や孤立感を軽減するだけでなく、喜びを感じながら子育てに取り組んでいただくことを目指しています。

また、これから親になる青少年を対象に、親としての心構えや知識等を学べる機会も拡大にも取り組んでいます。



子育てについて保護者同士で話し合い

「子どもと保護者の笑顔」があふれる 子育て支援事業を

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の取組

こどもみらい館では、保育所（園）と幼稚園、私立と市立・国立の垣根を越えた「共同機構」として研究や研修を行っています。また、乳幼児の子育てを総合的に支援するため、親子で楽しく遊べる「こども元気ランド」、子育てについての「相談事業」、セミナーや講座、子育て図書館による「情報発信」、ボランティアの養成などを通じた「子育てネットワークづくり」などを進めています。平成24年5月には、開館12年余りで総来館者数が500万人を超えました。



子育てパワーアップ講座に参加する親子

地域の子育て支援実施園としての幼稚園の取組

市立幼稚園では、地域の未就園児の親子を対象に、園庭等の施設開放や親子で楽しく遊べる取組を実施するなど、親子の居場所づくりを実施するとともに、幼児期の教育に関する相談に応じたり、子育てに関する情報を提供するなど、「地域の子育て支援実施園」としての取組を展開していきます。また、市内の私立幼稚園にも協力をお願いし、同様の取組を進めていただいています。



教育相談に参加する親子

青少年科学センターに親子ふれあいサイエンスルーム開設

センター内に、小学校就学前の乳幼児と保護者の皆さんが、科学を体感できる遊具を通して親子でふれあいながら、交流・相談ができる「親子ふれあいサイエンスルーム」をオープン。併せて保護者の入場料が4回目以降無料となる「親子でパス!!」カードをはじめ、より身近で利用しやすい施設を目指しています。



親子ふれあいサイエンスルーム

学力向上に向けて

充実した学習環境

年間205日以上の授業日数のもと、小中学校の全普通教室を冷暖房化しており、夏の暑い日でも、子どもたちが集中して学習に取り組んでいます。また、全校に校内LANを整備し、すべての普通教室にインターネットに接続できるパソコン及びデジタルテレビを配備するとともに、全校に電子黒板、とりわけ小学校5・6年生の全教室には電子黒板機能付デジタルテレビを配置するなど、ICTを活用した学習環境を整備しています。

京都市独自の教科・領域別指導計画を作成

- 京都市ではすべての小中学校において優れた教育実践を進められるよう、教科・領域ごとにそれぞれの学習内容についての詳細な指導計画・評価計画を示す「京都市立学校教育課程指導計画（京都市スタンダード）」（小学校版・中学校版）を、独自に作成。新学習指導要領の完全実施に伴う今回の改訂にあたっては、言語活動、理数教育、小中一貫教育等の充実に向けた各校種・学年、教科・領域における指導上のポイントを明示。また、「（小学校）外国語活動」、「総合的な学習の時間」分冊を新たに作成するなど、より一層内容を充実しています。
- さらに、生き方探究教育（キャリア教育・職業教育）、環境教育、防災教育など、本市が重点的に取り組んでいる教育テーマについては、小中学校の教員が連携し、義務教育9年間を通して系統的・教科横断的に、授業・課外学習等を展開するための指導資料をそれぞれ作成しています。

小中一貫した継続的な学習支援

小中一貫教育の推進

全小中学校での「小中連携主任」の設置や、小中学校間の教員人事異動など、義務教育9年間の「学び」と「育ち」にすべての教職員が責任をもつ意識改革、行動改革を積極的に進めています。また、連携型や施設併用型など既存の施設を活用した小中一貫教育に取り組むとともに、小学校と中学校が同一施設内にある施設一体型小中一貫校等における先進的な取組を積極的に全市に発信し、それぞれの学校や地域の特色をいかながら、より効果的な実践を展開していきます。

京都市学習支援プログラム

小中学校の校長会が主体となって、教育研究会、教育委員会、外部専門機関とともに教材・学習システムを構築。義務教育9年間を通じて児童生徒の自学自習の習慣化を図り、身につけるべき基礎的・基本的な学習の確実な定着を目指しています。

- 中学生の自学自習を支援する「学習確認プログラム」
中学1～3年生／計7回／国語・社会・数学・理科・英語
- 義務教育の確かな学びをつなぐ「プレジョイントプログラム」および「ジョイントプログラム」
小学3・4年生／計2回／国語・社会・算数・理科
小学5・6年生及び中学1年生／計5回／国語・社会・算数・理科
※計5回中、3回は、国語・算数で実施
★豊富な学習教材を活用した繰り返し学習で、復習、確認（テスト）、補充の学習サイクルをシステム化しています。

一人一人の子どもを伸ばす指導の充実

少人数学級の導入と指導の充実

- 国が実施する小学校1年生の35人学級に加えて、本市独自予算により小学2年生での35人学級及び中学校3年生での30人学級を実施しています。小学校低学年できめ細かな指導を行い、中学校3年生では、進路指導のさらなる充実を視野に入れた指導体制の充実を図っています。
- すべての小学校で、中学校免許を持つ等の専門性の高い教員が音楽・図工・体育等を指導する専科教育や小学校5・6年生で教科担任制を実施しています。

育みます！「確かな学力」

学ぶ意欲の向上と学習習慣の確立のために

「自学自習のすすめ」の配布

「学び方の基本」や「家庭での学習習慣を身につけるためのヒント」を示した「自学自習のすすめ」を発行。小学校1年生～中学校3年生の全家庭に配布し、自学自習のさらなる習慣化を目指します。



自学自習のすすめ

土曜学習の実施

すべての小中学校で、土日祝日などの学校休業日を積極的に活用し、学校運営協議会や保護者、地域、学生などのボランティアの参画のもと、基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指した学習活動や、自然・伝統文化などの体験学習を展開しています。



土曜学習の実施

「本」大好きな子どもを育むために

学校図書館の充実

司書等の資格を有する「学校図書館運営支援員」を派遣。教員や学校図書館ボランティア等と連携し、蔵書整理をはじめ、子どもたちや教員が活用できる魅力ある学校図書館づくりを目指すとともに、学校図書館機能のさらなる充実を目指し、メディアセンター化の調査研究を行います。



学校図書館で本を読む子どもたち

さらに、全小学校で朝（昼）読書を実施するとともに、読書ノートを活用した「めざせ100冊！読書マラソン」運動などの取組により、1年間に100冊以上読破した子どもが2万5千人を超えており、「本」大好きな子どもの育成に成果を上げています。

心豊かな子どもを育む道徳教育の充実

3年間にわたる議論と2万人を超える市民の方々の意見をふまえた「道徳教育振興市民会議」の提言（平成16年）をもとに、保護者・地域とともに学ぶ道徳の授業や学校での「道徳デー」、「道徳ウィーク」の設定など、学校と家庭・地域が一体となって、子どもの道徳的実践力を育む「しなやかな道徳教育」を進めています。特に義務教育段階においては、学校・家庭・地域の連携をより一層強めるとともに、中学校区内の小中学校が連携して、学校や地域の実態をふまえ子どもたちの発達段階に応じた創意工夫ある取組を進めています。

子どもの規範意識を育むための取組の推進

子どもの問題行動防止や学習規律の徹底による学力向上の観点から、子どもの「規範意識」を育むため、家庭、地域及び関係機関とも連携し、道徳教育の充実、規範意識を育む活動プログラムの開発、生徒会活動の活性化、「非行防止教室」の実施など、様々な取組を推進しています。

「豊かな心」「健やかな体」

感性を育み、豊かな情操を養う

- 京都市交響楽団や協賛企業の協力のもと、コンサートホールでオーケストラの演奏に触れる「小学生のための音楽鑑賞教室」や、劇団四季の主催により、全小中学校の6年生がミュージカルを鑑賞する「こころの劇場」を開催しています。
- 京都・滋賀にある5つの芸術系大学と、小中学校・京都市教育委員会が「京都芸術教育コンソーシアム」を設立。小中学校における美術教育の充実と、芸術を大切に作る風土づくりに向け、大学と小中学校が連携して、様々な事業を展開しています。

人権文化の担い手となる子どもたちの育成

平成22年3月に改訂した指針『学校における』人権教育をすすめるにあたって』をふまえ、自らの進路を切り拓き、人権の尊重を日常生活の規範とする子どもの育成を推進します。その取組のひとつである、多文化学習推進プログラムでは、外国人講師による学習活動等を通して、子どもたちが民族や国籍の違いを越えて、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養う取組を進めています。

伝統文化教育の充実

- 伝統工芸や伝統文化に携わる地域の方を講師として招き、茶道や華道、地域に伝わる伝統的な行事などを体験的に学習します。
- 「古典の日」の法制化をさらなる契機として、文学、音楽、美術、伝統芸能等の学習を通して、小学校低学年から古典に親しみ、古典への関心が高まる取組を進めます。

歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定

小学5年生対象の「基礎コース」、8年生対象の「発展コース」、発展コース受検者を対象とした「名人コース」を創設。京都に息づく優れた文化を次世代へ継承する子どもたちを育むため、知識と共に体験を通じて学ぶ機会の拡充を図っています。さらに、名人コース受検者の中から「ジュニア京都観光大使」を任命しています。



ジュニア京都観光大使の奉還体験

いじめや暴力などの問題行動、虐待の未然防止

●いじめ問題への的確・迅速な対応

「見逃しのない観察」「手遅れのしない対応」「心の通った指導」を基本に、アンケート調査や個別面談でいじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、平成24年8月「京都市中学校生徒会サミット」で各支部の代表生徒17名が発信した宣言「いじめは、しない！させない！許されない！～かけがえのない命が世界で一番大切！～」を広く周知し、いじめは絶対に許されないという意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に醸成します。また、『いじめ相談24時間ホットライン（年中無休）』など相談体制の整備を図るとともに、家庭・地域及び関係機関とも連携し、その根絶に取り組みます。



中学校各支部の代表生徒17名が「いじめは命の大切」を大々的に発信した（京都市中学校生徒会サミット）

●関係機関との積極的な連携

教育委員会と児童相談所・京都府警との人事交流を実施し、「子ども支援専門官」等の配置や「非行防止教室」の全中学校での実施、小学校への実施拡大など、児童虐待や問題行動の未然防止に向け、関係機関との連携を強化しています。

子ども支援・心の「居場所づくり」

●全国初の総合相談機関「子ども相談センターパトナ」

子ども相談センターパトナでは、約50名のカウンセラー等が、不登校等子どもたちや保護者の不安や悩みの相談に、平日夜間、土・日曜日も応じています。

また、教育支援センター「ふれあいの杜」を設置し、児童生徒の学校復帰をサポートするとともに「子ども・若者総合相談窓口」を設け、幅広い相談に応じています。



子ども相談センターパトナ

●不登校生徒の学びと育ちの場

不登校を経験した生徒一人一人の状況に応じて支援する「洛風中学校」と「洛友中学校」を設置。また、「ふれあいの杜」学習室を市内5箇所に設置し、不登校が長期化した児童生徒が、学校復帰や社会への適応ができるよう支援しています。



洛友中の星間部と音間部の合同授業（音楽教室）

●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

すべての中学校・高校・総合支援学校で臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーが児童生徒の心のケアを行っています。また、小学校への配置拡充を進めています。

さらに、福祉の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカー（配置型7名・派遣型1名）が、家庭等への働きかけや関係機関との連携により、児童生徒の課題解決に取り組んでいます。

自然体験活動の推進

小学4年生では、太平洋を臨む「みさきの家」（三重県志摩市）等での共同生活を体験。5年生では、「長期宿泊・自然体験活動」として、主に花背山の家で野外炊事、テント泊、農林業体験など日頃体験できない集団生活を学校運営協議会、地域、学生ボランティア等の協力のもと行っています。



豊かな自然環境の中での長期宿泊・自然体験活動

子どもたちの体力向上に向けたスポーツ活動の充実

「大文字駅伝」大会

昭和62年に全国で初めて公道を使用する小学生による駅伝大会を実施。現在は、約1,800人の関係者や市民ボランティアの協力を得て運営しています。



大文字駅伝

運動部活動の充実

小学校では、約850人の地域ボランティアの協力を得て、「部活動」の充実を図っています。中学校でも、部員が少ない複数の学校による「合同部活動」や、自校にない他校の部活動に参加できる「ブロック内選択制部活動」、また、専門的な指導力を有する「外部コーチ」の派遣を進めています。

まち道場の推進

子どもたちが地域で武道に親しむ機会をより一層充実するため、初心者向けの体験教室等を「まち道場」として募集し、全家庭に配布する情報誌「GoGo 土曜塾」などを通して幅広く情報提供を行っています。



「まち道場」で武道を学ぶ子どもたち

障害のある子どもへの教育の推進

一人一人のニーズに合わせたきめ細かい教育の推進

●総合制・地域制による総合支援学校の教育の充実

平成16年4月、養護学校7校を全国初の総合制養護学校（現・総合支援学校）として開校。障害種別の枠を超え、一人一人のニーズに応じた「個別の包括支援プラン」に基づく、きめ細かい教育を進めています。また、児童生徒の増加に対応するため、サテライト施設の設置や新校舎の増設等を進めています。

●白河・鳴滝総合支援学校高等部職業学科の教育の充実

学校での学習と企業での実習を組み合わせた「デュアルシステム」を推進し、厳しい雇用情勢の中、高い就職率を実現しています。

また、生徒や保護者の願いに応えるため、平成21年度と23年度に職業学科の定員を拡大。さらに、平成25年4月、白河総合支援学校東山分校を新設します。



白河総合支援学校内の職業室での接客実習



企業におけるクリーニング実習に励む鳴滝総合支援学校の生徒

●LD等支援の必要な子どもの教育の充実

すべての学校・園で校内委員会を中心とした支援体制を整備するとともに、学習活動上の補助や学校生活上の介助等を行う「総合育成支援員」を配置。また、通級指導教室の設置拡大などを進めています。

●就学支援シートの活用（試行実施）

就学前施設から小学校へ、障害のある子どもたちの特性や必要な配慮・支援の情報を円滑に伝え、小学校での指導・支援の一層の充実を図るために、保健福祉局と教育委員会と共同で作成した「就学支援シート」の活用を、平成23年度から試行的に行っています。

魅力あふれる高校づくりの推進

生徒一人一人のキャリアを見据えた特色ある高校づくり

平成11年4月、堀川・探究科設置を契機に、西京・エンタープライジング科、塔南・教育みらい科の新設等。新たな時代を切り拓く生徒の育成に取り組んでいます。文武両道の教育活動、きめ細かい進学補習、就職指導はもとより、自己のキャリア目標を実現する「生きる力」の育成に取り組み、生徒一人一人の進路実現を目指しています。



スノーバーサイエンスハイスクールでの取組

●市立高校普通科系5校の4年制大学現役進学率

→62.7%（平成24年3月卒業生）

●学校あっせんによる就職・洛陽・伏見工業高校で10年連続100%を達成（平成24年3月卒業生）

公立高校教育制度の改革および洛陽・伏見工業高校改革の推進

平成24年8月に提出された「京都市・乙訓地区公立高等学校の教育制度に係る懇談会」の「まとめ」をふまえ、中学生が目的意識を持って主体的に高校を選択できるよう、より魅力ある市立高校づくりと選抜制度の改善を進めます。

また、洛陽・伏見工業高校については、現在議論が進められている「京都市立工業高校将来構想委員会」からの「答申」をふまえ、施設整備の充実とともに、ものづくりの担い手等の育成や世界で活躍する人材の育成を目指した改革を推進します。

進めています！ 教員養成・教員の資質向上

「わかる授業」の実践に向けた教職員の指導力向上の取組

●総合教育センターの取組

平日夜9時まで、土曜日も開館している総合教育センターでは、年間、239講座、744日の研修を実施し、のべ約5万人の教職員が、指導力の向上を目指して熱心に取り組んでいます。

全国の先駆けとなった「カリキュラム開発支援センター」では、23年10月から「学習指導案検索システム」を導入し、学校のパソコンを通じて約1万1千点の学習指導案を検索、ダウンロードができるようになりました。また、同時に運用開始した「蔵書検索システム」では、約2万1千点の蔵書・視聴覚資料等を検索することができます。これらの学習指導案を含めた8万点に上る教育関係資料を備え、多くの教職員が熱心に授業改善・研究活動に取り組んでいます。



充実した資料で熱心に研究する教員

●熱意あふれる教職員の表彰「教育実践功績表彰」等

優れた教育実践を行っている教職員を激励するため、教育実践功績表彰を創設し、熱意ある教職員を表彰しています。

選考には保護者・市民の代表や経済界の代表も参画し、幅広い視点からの意見を取り入れ、平成23年度は296人の教職員を表彰しました。

また、平成19年度からは、地道な努力を重ね、顕著な功績をあげている事務職員・事務員、給食調理員、管理用務員を対象とした学校職員教育貢献表彰を創設し、平成23年度は15人を表彰しました。



教育実践功績表彰式典

実践力のある教員を養成

●京都教師塾

「大学のまち・京都」の特色をいかし、平成18年9月、将来教員を目指す大学生や社会人を対象とした「京都教師塾」を政令指定都市で初めて創設しました。

毎年10月から6月までの9ヶ月間、学校現場での実地研修や講義を通して、教員として求められる資質や実践的指導力に磨きをかけ、これまでに約3千人が卒業しています。



入塾式

●連合教職大学院

理論と実践の融合を図るために全国で初めて設立された連合教職大学院（京都教育大学を基幹大学として7私立大学と連合し、平成20年4月に発足）との積極的な連携・協力を行っています。

市民ぐるみ・地域ぐるみで進める京都市の教育改革

確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成

生涯学習

小中一貫・校種間連携で進める京都ならではの教育

学力向上

- 全校での学力向上プランの作成
- 中学校「学習確証プログラム」・小学校「プレジョイントプログラム」「ジョイントプログラム」
- 京都府スタンダード（指導計画）
- 30人学級・35人学級
- 専科教育・習熟度別指導
- ティームティーチング
- 205日以上の年間授業日数

京都ならではの教育

- 大学との連携による教育の充実
- 環境教育
- 理科教育
- ICTを活用した教育
- 新聞を活用した教育
- 子ども読書活動
- 京英語スタンダード
- 伝統文化教育・ジュニア京都検定
- 食育カリキュラム・地産地消（知識・知恵）
- しなやかな道徳教育
- 長期宿泊・自然体験活動
- 土曜学習

【生き方探究教育（キャリア教育）】

- 生き方探究教育スタンダード
- 生き方探究チャレンジ体験
- スチューデントシティ・フィナンシャルパーク
- 京都モノづくりの殿堂・工房
- 京（みやこ）少年モノづくり倶楽部

支援が必要な児童・生徒の教育の充実

- 全国初の総合制・地域制の総合支援学校
- 個別の包括支援プランの作成・活用
- 育成学級・過級指導教室の新増設
- 総合支援教育相談センター
- 「育（はぐくみ）支援センター」
- 総合支援学校高等部職業学科・デュアルシステムの推進
- 堀川高校理科
- 西京エントラプライズ・中高一貫校
- 塔南高校教育みらい科
- 洛陽・伏見工業高校改革
- 京都堀川音楽高（全国唯一の公立音楽専門高校）
- 御所美術工芸高（全国唯一の公立美術専門高校）
- 日吉ヶ丘高国際コミュニケーション科
- 紫野高重慶英文科サイエンスコース

児童・生徒の健全育成

- 【子ども支援・心の居場所づくり】
- 教育相談総合センター「こどもパトナ」
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
- いじめ相談24時間ホットライン・こども専用ホットライン・いじめ問題サポートライン
- 不登校を経験した子どもたちのための活版屋・学校・活版屋・ふれあいの杜

【規範意識の醸成・人権教育】

- 中学校生徒会議員選挙（18歳選挙）・中学校生徒会サミット宣言（18歳選挙）
- 非行防止教室
- 《学校における》人権教育をすすめるにあたって
- 多文化学習推進プログラム

【健康教育・体力向上等】

- 小学校部活動・こども体育館
- 性教育・エイズ教育
- 中学校同部活動
- フットボール
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育
- フットボール

【学校安全対策の推進】

- 安心安全情報等の発信機能を持つPTAホームページの開設
- 防災教育スタンダード
- 防犯カメラの全校設置
- 緊急連絡インターホンの教室への整備
- 通学路の安全対策

教員の指導力の向上

- 京都教師塾
- 教職員研修
- 教職員評価システム
- カリキュラム開発支援センター
- 教育実践功績表彰
- 指導力不足教員対策

教育環境の充実

- 京都方式の学校統合
- 学校冷房化
- 学校施設の耐震化
- 校内LAN・デジタルテレビ・電子黒板の整備
- 快適トイレの整備
- 花と緑のグリーンヘルソール
- 校庭の芝生化
- 緑のカーテン
- 環境に配慮した学校施設の長寿命化
- 雨水タンクの設置
- 太陽光・風力発電設備
- 学校施設の高度活用（児童館設置等）

開かれた学校づくり・学校を拠点とした地域コミュニティの活性化

- 学校運営協議会
- 学校評価制度
- 学校評価支援システム
- 自由参観・参観週間の設定
- 学校たよりの地域回覧
- 全校でのホームページ開設
- 学校コミュニティプラザ事業
- 学校ふれあいサロン
- 学校ふれあい手づくり事業

家庭・地域の教育力向上・子育て支援

- 子どもを共に育む京都市民意識
- 子どもを共に育む「親交」プログラム（ほっこり子育てひろば）
- 青少年のための親学プログラム（4～5歳）
- 行動するPTA
- おやじの会
- 親と子のこころの電話
- 過もりの電話
- こどもみらい館
- こどもみらい館子育て支援・基本ふれあいボランティア
- こどもみらい館企画推進会議
- 青少年科学センター
- 親子ふれあいサイエンスルーム
- みやこ子ども土壌塾
- 人づくり21世紀委員会
- 子どもの「読書」利用に関する連絡会議
- 携帯電話市民インストラクター

多彩な生涯学習の推進

- インターネット「京まなびネット」による生涯学習情報の発信
- 京まなびミーティング
- はたちプロジェクト
- 生涯学習総合センター（京都アスニー）
- 学校歴史博物館

図書館サービスの向上

- 全市立図書館の夜間・祝日開館
- インターネットによる蔵書検索・予約システム
- 図書館返却ポスト
- 学校への団体貸出・出前ブックトーク等による学校支援

ボランティア・市民の協働とともに実施（共・市）

市民・各団体の参画により政策を推進（共・合）

学校支援ボランティア・学生ボランティア・日本語指導ボランティア

- KES環境機構
- NPO法人気候ネットワーク
- 理科支援員
- 科学センターボランティア
- ICT活用支援員
- 食育指導員
- 学校図書ボランティア
- 学校図書館運営支援員
- ステューデントシティ・フィナンシャルパーク
- 京モノレンジャー

- 大学発教育支援コンソーシアム
- 京都芸術教育コンソーシアム
- 科学系博物館連絡協議会
- 京都科学館ネットワーク
- 日本料理に学ぶ食育カリキュラム推進委員会
- 京都教育懇話会
- 21世紀型教育コンテンツ開発委員会
- 生き方探究・チャレンジ体験推進委員会
- ステューデントシティ・フィナンシャルパーク連絡協議会
- 京都子どもモノづくり事業推進委員会
- 京都モノづくりの殿堂・工房学習を育む会

総合育成支援教育ボランティア

総合育成支援員

総合育成支援教育の今後のあり方検討プロジェクト

- 県立ちのネットワーク
- 京都市ノーマライゼーションへの推進委員会
- 総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク

高校コンソーシアム京都

ふれあいアシスタント

学びのパートナー

ハートケアボランティア

すばるパートナー

掃除に学ぶ「便きょう会」

小学校部活動指導者ボランティア

外部コーチ派遣事業

まち道場

スクールガードリーダー

学校安全ボランティア・見守り隊

子ども・若者支援地域協議会

学校問題解決支援チーム

子ども・家庭支援チーム

児童生徒登校支援連絡協議会

地域生徒指導連絡協議会

京都子どもの権利相談員を育むプロジェクトチーム

少年合唱団を育む会

グリーンヘルソールボランティア

NPO法人芝生スクール京都

子ども安全会議

連合教職大学院

教育実践功績表彰選考委員会

指導力不足教員判定委員会

94大学との連携協定

学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会

ふれあいサロン管理運営委員会

コミュニティプラザ管理運営委員会

京都市教育委員会学校指導課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
TEL：075-222-3851 FAX：075-231-3117



平成24年10月発行